

# 第1部 総則



# 第1章 計画の目的・方針

## 第1節 三重県の地震・津波対策の考え方

### 第1項 本県のおかれている状況

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から11年が経過しました。今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力を続けておられます。

この東日本大震災以上の地震や津波が明日襲ってくるかもしれない。これが三重県が直面している現実です。

歴史資料で地震の発生が明らかになっている684年以降の過去約1400年間を見ると、駿河湾から九州沖にまで達する南海トラフを震源とした大規模地震が約100～200年の間隔で発生しており、その中でも、これまでに本県に大きな被害をもたらしてきた地震は、おおむね100～150年周期で発生していることが記録に残されています。近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、昭和東南海地震及び昭和南海地震が発生してから70年余りが経過しており、南海トラフにおける大規模地震発生の可能性は、確実に高まってきていると言えます。

国の地震調査研究推進本部（文部科学省）の発表によると、今後30年以内に南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生する確率は70%～80%とされています。

これらのことをふまえ、国の中央防災会議においては、想定外をなくすという考え方のもと、「南海トラフ沿いで発生する可能性のある、理論上最大クラスの地震」を想定し、これらの地震への対策を喫緊の課題として、国を挙げた防災対策に取り組んでいるところです。

南海トラフを震源とするM8～9クラスの地震が発生した場合の本県の被害想定は第4章のとおりで、死者は最大で約53,000人、全壊・焼失建物棟数は最大で約248,000棟にのぼるなど、甚大な被害が予想されています。

東日本大震災において新たに課題が浮き彫りとなった津波対策をはじめ、阪神・淡路大震災で学びながら、未だ道半ばの耐震化対策など、本県として今やるべき防災対策を確実にやっておかなければ、近い将来必ず後悔する。これが、本県が今おかれている状況です。

しかし、この事実をふまえ、全員が危機感を持って事前の地震・津波対策に万全を期しておけば被害を大幅に低減でき、死者数を限りなくゼロに近づけていくことが可能となります。

また、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することが可能となります。

### 第2項 三重県の地震・津波対策の考え方

#### 1 地震・津波対策の基本的な考え方と目標

県・市町・防災関係機関・事業者・地域・県民の総合力で地震・津波対策に取り組みます。

「自助」「共助」「公助」の有機的な連携なしに県民の生命は救えない。これが東日本大震災で学んだ貴重な教訓であり、本計画の根幹をなす考え方です。

そのためには、各々が防災対策を非日常的な特別な活動と考えるのではなく、日々の業務や生活と一体で密接不可分なもの、いわゆる“防災の日常化”という概念の定着を図る必要があります。

県や市町、防災関係機関が防災対策の中心となって災害予防・減災対策、発災後対策、復旧・復興対策に取り組んでいく方針に変わりはありませんが、“防災の日常化”という概念のもと、これらをも

う一步前に進めるとともに、事業者、地域、県民等が果たすべき責務、役割を明確にし、「自助」「共助」「公助」が一体となった防災対策体制の構築を本計画でめざしていきます。

そして本計画に基づく防災対策によって、

**「地震・津波による死者数を限りなくゼロに近づける。」**

これを本県の地震・津波対策の目標として取り組みます。

## 2 地震・津波対策の対象とする地震

死者数を限りなくゼロに近づける。そのための地震・津波対策を検討するため、本計画においては次の3つの地震モデルを想定し、災害予防・減災対策を講じることとしています。

### (1) 過去最大クラスの南海トラフ地震

過去約100年から150年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波で本県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的に実証されているプレート境界型の地震を参考に、この地域で起こりうる最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

### (2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生の可能性は極めて低いものの、理論上は起こりうる、この地域における最大クラスの南海トラフ地震を想定しました。

### (3) 県内主要活断層を震源とする内陸直下型地震

県内に存在が確認されている活断層のうち、各地域に大きな被害をもたらすことが想定される活断層として、「養老―桑名―四日市断層帯」、「布引山地東縁断層帯（東部）」、「頓宮断層」を選択し、それぞれに地震モデルを想定しました。

## 3 災害予防・減災対策への地震モデルの活用

(1)の過去最大クラスの南海トラフ地震については、発生が予測される“揺れ”と“津波”に対して、ハード、ソフト両面からの対策を講じます。

地域によって被害の様相が大きく異なる本県の特徴をふまえ、地震や津波に対して、海岸保全施設や河川施設等の機能が確保されることにより、生命や財産を守ることができる可能性の高い地域については、一義的にはハード対策で被害の発生を未然に防ぐことを前提としつつ、東日本大震災において、ハードへの過度な信頼感が人的被害の拡大を招いたという教訓をふまえ、これに早期避難等のソフト対策を加えることで万全を期していきます。

一方、ハード面の整備だけで守り抜くことが困難な地域については、ハード対策により可能な限り被害の軽減を図りつつも、ソフト対策を中心とした対策を講じていくことで命を守ります。

(2)の理論上最大クラスの南海トラフ地震は、基本的には“津波”から命を守る、避難対策のためのモデルです。津波に対するほとんどのハード対策が及ばないレベルの地震となりますので、住民等が“いつまでに”“どこまで”避難すれば命が助かるかを示し、そのための対策を講じることを一義的な目的とします。

さらに、防災対策上、特に重要な施設については、このレベルの地震でも機能を喪失することがないように、万全の対策を講じることをめざします。

(3)の内陸直下型地震については、特に内陸部における“揺れ”対策に活用します。建物の耐震化や家具固定、火災発生の未然防止策等を徹底するとともに、土砂災害やため池の決壊等の地盤災害の未然防止や土砂災害危険地域の避難対策を講じることで、死者数ゼロをめざします。

また、活断層の位置情報は、学校や病院等重要施設の建設や移転場所を検討する際の参考とするこ

とで、被害の拡大防止につなげていきます。

#### 4 地震・津波発災時・発災後の対応

これら想定した地震モデルのうち、特に理論上最大クラスの南海トラフ地震による津波災害への対応が本計画における新たな課題となります。東日本大震災と同規模かそれ以上の津波の襲来が想定され、沿岸部全域にわたり甚大な被害が生じることは避けられません。

このことから、本計画では、これまで進めてきた防災対策に東日本大震災で得た新たな知見を加え、各々の対策項目の充実を図るとともに、新たに次の二つの対策を重要課題と位置づけて防災対策に取り組むこととします。

##### (1) 避難行動要支援者に最大限配慮した津波避難対策

津波から県民の生命を救い、死者数を限りなくゼロに近づけるためには、避難行動要支援者の避難対策が重要な課題となります。特に短時間での巨大津波の到達が想定される県南部地域においては、あらゆる手段を尽くした避難行動要支援者の避難対策が必要とされます。

##### (2) 県内市町間、県外府県等との連携による広域的な応援・受援体制整備

南海トラフ地震は、近県を含めた広域的な被害の発生が想定されます。

沿岸部を中心に多数の被災者が発生し、広い範囲での救助・救出活動や、避難場所から避難所への速やかな被災者の移送、大勢の避難者を長期間にわたって受け入れるための体制の整備が求められます。これらを被災市町のみで対応することは不可能なことから、県内内陸部市町、他府県(市町)、ボランティア等と連携した広域的な応援・受援体制の整備が必要とされます。

#### 5 復旧・復興対策

発災後、早期の社会インフラや行政機能、経済活動の回復、被災者個人の生活再建をめざす「復旧対策」に加え、現在、東北の被災地が直面している“思うように地域の復興が進まない”という課題に鑑み、発災後の地域の「復興対策」までを念頭に置いた防災対策の検討に着手します。

東日本大震災で得た、“平常時から様々な利害関係者の参画と合意に基づく復興計画づくりを進めておくことが重要”という知見に基づき、まずは復興計画づくりに向けた基本的な姿勢と方針を本計画で示します。

#### 6 本計画に基づく県の行動計画等との関係

本計画に掲げた県の防災対策に関する総合的な行動計画として、「三重県防災・減災アクションプラン」を策定し、具体的な達成目標を掲げて防災対策に取り組むこととします。

また、第3部「発災後対策」に掲げた県の活動項目に関する具体的な要領を示す、「三重県災害対策本部運営要領」を策定し、防災訓練等での活用を図りながら発災時に備えることとします。

さらに、第4部「復旧・復興対策」において掲げる復興体制については、事前検討を行うための取り組みとして「復興対策検討会議(仮称)」を県庁内に設置し、復興体制や復興方針等についての検討を行うことにより、発災後の復旧から復興へと対策をスムーズに進めるための体制を事前に構築します。

## 7 南海トラフ地震防災対策推進計画との関係

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下、「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本計画中に位置付けることにより、本県における地震防災対策の一層の推進を図ることとします。

なお、本計画の中で、南海トラフ地震防災対策推進計画に該当する箇所については、第2部第6章「南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応」全体のほか、文章末尾に「(推進計画)」と表記をしています。

また、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第1条の2の規定に基づく「地震防災対策の実施に関する目標」についても、南海トラフ地震防災対策推進計画に含めて整理することとし、南海トラフ地震特別措置法において定める地震防災上緊急に整備すべき施設等と併せて、その具体的な整備目標及びその達成の期間については、地震防災緊急事業五箇年計画によるものとします。

## 第2節 計画の位置づけ及び構成

### 第1項 計画の位置づけ

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、三重県防災会議が作成する「三重県地域防災計画」の「地震・津波対策編」であり、第4章に掲げる「被害想定等」を前提とし、一部の規定を南海トラフ特措法第5条第2項の規定に基づく推進計画として位置付けています。

なお、大震法第6条第1項第1号に規定される、同法第3条第1項に基づき指定される東海地震にかかる地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられた場合にとるべき「地震防災応急対策」については、三重県地域防災計画の資料編において記載しています。

また、この計画は県、市町、防災関係機関、県民等の実施責任を明確にするとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、各機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとします。

### 第2項 計画の構成

第1部 総 則	○ 計画の目的や方針、県、市町、防災関係機関、県民等の防災上の責務や役割や想定される地震・津波災害の被害等について書かれています。
第2部 災害予防・減災対策	○ 発災時の被害の防止及び減災を図るため、又は発災後の対策を円滑に実施するための事前の措置として、平時において地震・津波災害に備えて行うべき自助・共助・公助の防災対策について書かれています。
第3部 発災後対策	○ 県災对本部の部隊活動を中心に、市町や防災関係機関、県民等が地震発生後に取り組むべき対策について書かれています。
第4部 復旧・復興対策	○ 被災者の生活の安定や経済活動の回復のための対策及び被災者の生活再建や地域の復興を適切に進めるための考え方等について書かれています。

<地域防災計画（地震・津波対策編）の構成>

第1部 総則			
第1章	計画の目的・方針	第1節	三重県の地震・津波対策の考え方
		第2節	計画の位置づけ及び構成
第2章	計画関係者の責務等	第1節	県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割
		第2節	県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
第3章	三重県の特質及び既往の地震・津波災害	第1節	三重県の特質
		第2節	三重県における既往の地震・津波災害
第4章	被害想定等	第1節	プレート境界型地震にかかる被害想定
		第2節	内陸直下型地震にかかる被害想定
		第3節	地震・津波に関する調査研究の推進

第2部 災害予防・減災対策			
第1章	自助・共助を育む対策の推進	第1節	県民や地域の防災対策の促進
		第2節	防災人材の育成・活用
		第3節	自主防災組織・消防団の活動支援及び活性化
		第4節	ボランティア活動の促進
		第5節	企業・事業所の防災対策の促進
		第6節	児童生徒等にかかる防災教育・防災対策の推進
第2章	安全な避難空間の確保	第1節	避難対策等の推進
第3章	地震・津波に強いまちづくりの推進	第1節	建築物等の防災対策の推進
		第2節	公共施設等の防災対策の推進
		第3節	危険物施設等の防災対策の推進
		第4節	地盤災害防止対策の推進
第4章	緊急輸送の確保	第1節	輸送体制の整備
第5章	防災体制の整備・強化	第1節	災害対策機能の整備及び確保
		第2節	情報収集・情報伝達機能の整備及び確保
		第3節	医療・救護体制及び機能の確保
		第4節	応援・受援体制の整備
		第5節	物資等の備蓄・調達・供給体制の整備
		第6節	ライフラインにかかる防災対策の推進
		第7節	防災訓練の実施
		第8節	災害廃棄物処理体制の整備



第2部 災害予防・減災対策			
第6章	南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	第1節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)に対する対応
		第2節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に対する災害応急対策
		第3節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)に対する災害応急対策

第3部 発災後対策			
第1章	災害対策本部機能の確保	第1節	活動態勢の整備
		第2節	通信機能の確保
		第3節	自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等
		第4節	災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用
		第5節	広域的な応援・受援体制の整備
		第6節	国・その他の地方公共団体への災害対策要員の派遣要請等
		第7節	災害救助法の適用
第2章	緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急復旧	第1節	緊急の交通・輸送機能の確保
		第2節	水防活動
		第3節	ライフライン施設の復旧・保全
		第4節	公共施設等の復旧・保全
		第5節	ヘリコプターの活用
第3章	救助・救急及び医療・救護活動	第1節	救助・救急及び消防活動
		第2節	医療・救護活動
第4章	避難及び被災者支援等の活動	第1節	避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営
		第2節	避難行動要支援者・要配慮者対策
		第3節	学校・園における児童生徒等の安全確保
		第4節	ボランティア活動の支援
		第5節	防疫・保健衛生活動
		第6節	災害警備活動
		第7節	遺体の取り扱い
第5章	救援物資等の供給	第1節	緊急輸送手段の確保
		第2節	救援物資等の供給
		第3節	給水活動
第6章	特定災害対策	第1節	海上災害への対策
		第2節	危険物施設等の保全
第7章	復旧に向けた対策	第1節	廃棄物対策活動
		第2節	住宅の保全・確保

第3部 発災後対策			
第7章	復旧に向けた対策	第3節	文教等対策
		第4節	災害義援金等の受入・配分

第4部 復旧・復興対策			
第1章	復旧・復興対策	第1節	激甚災害の指定
		第2節	被災者の生活再建に向けた支援
		第3節	復興体制の構築と復興方針の策定

### 第3項 計画の修正

この計画は、基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは速やかに修正するものとします。各防災関係機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに、計画修正案を防災会議に提出するものとします。

### 第4項 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1 県 災 対 本 部 ……三重県災害対策本部をいう。
- 2 地 方 部 ……三重県災害対策本部の地方災害対策部をいう。
- 3 市 町 災 対 本 部 ……市町災害対策本部をいう。
- 4 県 水 防 本 部 ……三重県水防本部をいう。
- 5 県 水 防 支 部 ……三重県水防本部の支部をいう。
- 6 判 定 会 ……気象庁長官が開催する地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 7 防 災 関 係 機 関 ……国(指定地方行政機関、自衛隊等)、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 8 基 本 法 ……災害対策基本法をいう。
- 9 救 助 法 ……災害救助法をいう。
- 10 大 震 法 ……大規模地震対策特別措置法をいう。
- 11 南海トラフ特措法 ……南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法をいう。
- 12 復 興 法 ……大規模災害からの復興に関する法律をいう。
- 13 南海トラフ地震 ……本計画第1章 第1節 第2項 2に規定する「(1) 過去最大クラスの南海トラフ地震」と「(2) 理論上最大クラスの南海トラフ地震」の2つの地震の総称
- 14 要 配 慮 者 ……高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 15 避難行動要支援者 ……要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 16 その他の用語については、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の例によります。

※ 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」は、地震名称を「南海トラフ地震」と改めた上で内容の一部が改正され、平成25年12月27日付けで施行された。

## 第2章 計画関係者の責務等

### 第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割

#### 第1項 県・市町・防災関係機関の実施責任及び役割

##### 1 県

- ① 県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、市町及び防災関係機関の協力を得て、県域における防災・減災対策を推進する。
- ② 県は、災害の規模が大きく、市町単独で処理することが困難と認められるとき、あるいは市町の区域を大きく超えて広域にわたるときなどは、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。
- ③ 県は、市町及び指定地方公共機関等が実施する防災対策を支援するとともに、市町及び防災関係機関にかかる防災対策の総合調整を行う。

##### 2 市町

- ① 市町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、市町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。
- ② 市町は、住民、自主防災組織、事業者、県及び防災関係機関と連携し、防災・減災対策を推進する。

##### 3 指定地方行政機関

- ① 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災・減災対策及び防災活動を実施する。
- ② 指定地方行政機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

##### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進する。
- ② 指定公共機関及び指定地方公共機関は、県及び市町の防災・減災対策及び防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

##### 5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- ① 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から地震及び津波災害予防体制の整備を図り、地震及び津波災害時には応急措置を実施する。
- ② 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県、市町その他防災関係機関の防災・減災対策及び防災活動に協力する。

## 第2項 県民・自主防災組織・事業者の実施責任及び役割

### 1 県民

- ① 県民は、常に地震・災害に対する危機意識を持って、自らの身の安全は自ら守る自助の取組を実践し、家庭における防災・減災対策を講じるよう努める。
- ② 県民は、地域において、自主防災組織、防災ボランティア及び事業者その他防災活動を実施する団体等が実施する防災・減災対策に積極的に協力し、自らの地域は皆で守る共助の取組に努める。

### 2 自主防災組織

- ① 自主防災組織は、地域住民、事業者及び防災ボランティアその他防災活動を実施する団体等と連携して、地域における防災・減災対策の実施に努める。
- ② 自主防災組織は、地域において県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策に協力し、かつ、災害が発生した場合において地域住民の安全を確保するよう努める。

### 3 事業者

- ① 事業者は、常に地震・津波に対する危機意識を持って、自ら防災・減災対策を実施し、発災時に従業員等の生命、身体を保護するとともに、発災後の円滑な事業継続に努める。
- ② 事業者は、地域において地域住民等、自主防災組織、県、市町及び防災関係機関が実施する防災・減災対策並びに防災活動に積極的に協力するよう努める。

## 第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1項 県の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務</li> <li>(2) 防災対策の組織の整備</li> <li>(3) 防災施設の整備</li> <li>(4) 防災行政無線等の通信設備及び防災情報システムの整備と運用</li> <li>(5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備</li> <li>(6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練</li> <li>(7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査</li> <li>(8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報</li> <li>(9) 被災者の救助に関する措置</li> <li>(10) ボランティアの受け入れに関する措置</li> <li>(11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置</li> <li>(12) 被災県営施設の応急対策</li> <li>(13) 災害時の文教対策</li> <li>(14) 南海トラフ地震臨時情報発表時及び災害時の混乱防止</li> <li>(15) 災害時の交通及び輸送の確保</li> <li>(16) 自衛隊の災害派遣要請</li> <li>(17) 災害復旧の実施</li> <li>(18) 災害廃棄物の処理に関する措置</li> <li>(19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整</li> <li>(20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施</li> <li>(21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置</li> </ul>
<p>県警察</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害警備体制</li> <li>(2) 災害情報の収集・連絡等</li> <li>(3) 救出救助活動</li> <li>(4) 避難誘導</li> <li>(5) 緊急交通路の確保</li> <li>(6) 身元確認等</li> <li>(7) 二次災害の防止</li> <li>(8) 危険箇所等における避難誘導等の措置</li> <li>(9) 社会秩序の維持</li> <li>(10) 被災者等への情報伝達活動</li> <li>(11) 相談活動</li> <li>(12) ボランティア活動の支援</li> </ul>

## 第2項 市町の処理すべき事務又は業務の大綱

機関名	内 容
市町	(1) 市町防災会議及び市町災対本部に関する事務 (2) 防災対策の組織の整備 (3) 防災施設の整備 (4) 防災行政無線の整備と運用 (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備 (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練 (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化 (8) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査 (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報 (10) 地域住民に対する避難指示 (11) 被災者の救助に関する措置 (12) ボランティアの受け入れに関する措置 (13) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置 (14) 被災市町営施設の応急対策 (15) 災害時の文教対策 (16) 災害時の交通及び輸送の確保 (17) その他災害応急対策及び災害復旧の実施 (18) 災害廃棄物の処理に関する措置 (19) 管内の公共団体が実施する災害応急対策の調整 (20) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施 (21) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
市町消防	(1) 火災の予防・警戒・鎮圧 (2) 災害の防除及び被害の軽減 (3) 救助・救急活動 (4) 災害情報の収集・連絡等

## 第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 指定地方行政機関

機関名	内 容
中部管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整 (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携 (3) 管区内各県警察の相互援助の調整 (4) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制 (5) 情報の収集及び連絡

<p><b>東海財務局</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害復旧事業における職員の査定立会</li> <li>(2) 災害発生に伴う緊急な資金需要のために必要な資金（災害つなぎ資金）の短期貸付措置</li> <li>(3) 災害復旧事業財源にかかる財政融資資金の措置</li> <li>(4) 管理する国有財産の無償貸付等の措置及び国有財産にかかる関係機関との連絡調整</li> <li>(5) 金融上の諸措置</li> </ul>
<p><b>東海北陸厚生局</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害状況の情報収集、連絡調整</li> <li>(2) 関係職員の派遣</li> <li>(3) 関係機関との連絡調整</li> </ul>
<p><b>東海農政局</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業（農林水産省農村振興局所管に限る）等の国土保全対策の推進</li> <li>(2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集</li> <li>(3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導</li> <li>(4) 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置に関する指導</li> <li>(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導</li> <li>(6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置</li> <li>(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等</li> <li>(8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導</li> <li>(9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握</li> <li>(10) 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集、消費者に提供するための緊急相談窓口の設置。</li> </ul>
<p><b>近畿中国森林管理局</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災を考慮した森林施業</li> <li>(2) 国有保安林、治山施設等の整備</li> <li>(3) 国有林における予防治山施設による災害予防</li> <li>(4) 国有林における荒廢地の復旧</li> <li>(5) 災害対策用復旧用材の供給</li> </ul>
<p><b>中部経済産業局</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び連絡</li> <li>(2) 電力、ガスの供給の確保に関すること</li> <li>(3) 災害時における物資の安定的供給確保に係る情報収集及び関係機関との連絡調整</li> <li>(4) 中小企業者の事業再建に必要な資金の融通円滑化等の措置</li> <li>(5) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行う</li> </ul>
<p><b>中部近畿産業保安監督部</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等所掌に係る施設の保安の確保に必要な監督指導</li> <li>(2) 必要に応じて災害対策本部への職員の派遣を行うことによる(1)の円滑な実施</li> </ul>

<p><b>中部運輸局</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</li> <li>(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための船舶の調達あっせん、特定航路への就航勧奨</li> <li>(3) 港湾荷役が円滑に行われるための必要な指導</li> <li>(4) 緊急海上輸送の要請に速やかに対応するための船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保</li> <li>(5) 特に必要があると認める場合の船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置</li> <li>(6) 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督</li> <li>(7) 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督</li> <li>(8) 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導</li> <li>(9) 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備</li> <li>(10) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣することによる、被災地方公共団体が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援</li> </ol>
<p><b>大阪航空局中部空港事務所</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空保安施設の管理運用</li> <li>(2) 航空機乗組員に対する航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供</li> <li>(3) 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するための航空交通管制</li> <li>(4) 航空輸送の要請に速やかに対応するための緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携した緊急輸送の適切な実施に必要な措置</li> </ol>
<p><b>第四管区海上保安本部</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>(2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること</li> <li>(3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること</li> <li>(4) 船舶交通の障害の除去に関すること</li> <li>(5) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること</li> <li>(6) 法令の海上における励行に関すること</li> </ol>
<p><b>東京管区气象台（津地方气象台）</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 南海トラフ地震に関連する情報の通報並びに周知</li> <li>(2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知</li> <li>(3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表</li> <li>(4) 気象庁が発表する緊急地震速報について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</li> </ol>
<p><b>東海総合通信局</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理</li> <li>(2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理</li> </ol>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況の調査</li> <li>(4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関する事</li> <li>(5) 非常通信協議会の運営に関する事</li> <li>(6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与</li> </ul>
<p>三重労働局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施</li> <li>(2) 事業場における労働災害発生状況の把握</li> <li>(3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施</li> </ul>
<p>中部地方整備局 近畿地方整備局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実</li> <li>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</li> <li>(3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用</li> <li>(4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施</li> <li>(5) 災害時の緊急物資並びに人員輸送用岸壁の整備に関する計画・指導及び事業実施</li> <li>(6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</li> <li>(7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保</li> <li>(8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開（くしの歯作戦）・航路啓開（くまで作戦）・排水計画（チュウブハイドロポンプ作戦）に関する計画等の情報共有</li> </ul> </li> <li>2 初動対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施</li> </ul> </li> <li>3 応急・復旧 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</li> <li>(2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力</li> <li>(3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施</li> <li>(4) 道路利用者に対して、南海トラフ地震臨時情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図る</li> <li>(5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</li> <li>(6) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</li> <li>(7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保</li> <li>(8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</li> <li>(9) 所管施設の緊急点検の実施</li> <li>(10) 情報の収集及び連絡</li> <li>(11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対</li> </ul> </li> </ul>

	<p>する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施</p> <p>(12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施</p> <p>(13) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動</p>
国土地理院中部地方測量部	<p>(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用促進支援を実施</p> <p>(2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の活用促進支援を実施</p> <p>(3) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用促進支援を実施</p> <p>(4) 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施</p>
中部地方環境事務所	<p>(1) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供</p> <p>(2) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p>
近畿中部防衛局 東海防衛支局	<p>(1) 所有財産の使用に関する連絡調整</p> <p>(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>(3) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援</p>

## 2 自衛隊

機関名	内 容
自衛隊	<p>(1) 要請に基づく災害派遣</p> <p>(2) 関係機関との防災訓練に協力参加</p>

## 3 指定公共機関

機関名	内 容
西日本電信電話株式会社三重支店	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与</p> <p>(3) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行</p> <p>① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>

<p>株式会社NTTド コモ東海支社 三 重支店</p>	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 南海トラフ地震臨時情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対する通信設備の優先利用の供与 (3) 災害発生に際して、移動通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置の遂行 (4) 移動通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置 (5) 非常時における携帯電話通信回線の規制措置及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置 (6) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法の確保及び移動通信設備の早急な災害復旧措置</p>
<p>KDDI株式会社 中部総支社</p>	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
<p>ソフトバンク株式 会社</p>	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
<p>楽天モバイル株式 会社</p>	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報を始めとした防災情報の正確、迅速な収集、連絡 (2) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置 (3) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のための臨時通信回線の設定 (4) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
<p>日本銀行名古屋支 店</p>	<p>災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送、通信手段の確保 ウ 通貨および金融の調節</p> <p>(2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け</p> <p>(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報 (6) 海外中央銀行等との連絡・調整</p>
<p>日本赤十字三重県 支部</p>	<p>(1) 南海トラフ地震臨時情報等の発令に伴う医療救護の派遣準備 (2) 災害時における医療、助産及びその他の救助</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 救援物資の配分</li> <li>(4) 災害時の血液製剤の供給</li> <li>(5) 義援金の受付及び配分</li> <li>(6) その他災害救護に必要な業務</li> </ul>
日本放送協会津放送局	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。</li> <li>(2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。</li> <li>(3) 南海トラフ地震臨時情報等の放送による社会的混乱防止のための県民への周知</li> <li>(4) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知</li> <li>(5) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道</li> </ul>
中日本高速道路株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 東名阪自動車道、伊勢自動車道、伊勢湾岸自動車道、紀勢自動車道、新名神高速道路及び東海環状自動車道の建設、維持、修繕又はその他の管理並びに災害復旧の実施</li> </ul>
独立行政法人水資源機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時における警戒本部の設置</li> <li>(2) 水資源開発施設等（ダム、調整池等）の機能の維持並びにこれらの施設の災害復旧の実施</li> </ul>
東海旅客鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の情報伝達</li> <li>(2) 災害区間着時の旅客の乗車券類の発売、輸送制限、う回線区に対する輸送力増強及びバス等による代替輸送並びに併行会社線との振替輸送等</li> <li>(3) 駅舎内及び列車内等の旅客公衆の安全確保、秩序の維持を図るため、混雑の状況を勘案した関係社員の適宜配置及び必要により警察の応援を得ての盗難等各種犯罪の防止</li> </ul>
西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の正確、迅速な伝達</li> <li>(2) 災害により線路が不通となった場合の旅客の連絡他社線への振替輸送手配</li> <li>(3) 災害により線路が不通となった場合、旅客及び荷物の輸送手配並びに不通区間の自動車による代行輸送</li> <li>(4) 災害被災者救助用寄贈品等に対する運賃の減免</li> <li>(5) 災害発生時の鉄道財産の警備及び旅客の保護救出並びに荷物事故の防止及び調査</li> <li>(6) 災害発生時及び発生するおそれがある場合の列車運転計画並びに災害により線路が不通となった場合の列車の運転整理</li> <li>(7) 機関車及び気動車、電車、客貨車の確保及び保守管理</li> <li>(8) 線路、ずい道、橋梁及び護岸等の保守管理</li> <li>(9) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守管理</li> </ul>

<p>中部電力パワーグリッド株式会社三重支社／株式会社JERA 西日本支社、関西電力送配電株式会社和歌山支社</p>	<p>(1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保 (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施 (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携 (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案 (5) 電力供給施設の早期復旧の実施 (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施</p>
<p>東邦ガス株式会社（東邦ガスネットワーク株式会社を含む（以降同じ））</p>	<p>(1) ガス施設の災害予防措置の実施 (2) 南海トラフ地震臨時情報発表時に災害対策本部を設置 (3) 発災後に備えた要員及び資機材の確保</p>
<p>日本郵便株式会社</p>	<p>(1) 災害時における郵便業務の確保 ア 郵便物の送達の確保 イ 郵便局の窓口業務の維持 (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書などを無償交付する。 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。 ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。 エ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。</p>
<p>独立行政法人 国立病院機構</p>	<p>(1) 所管する国立病院機構の病院において医療救護班を編成し、知事の応援要請に基づき直ちにこれを出動させ、被災者の医療措置 (2) 所管する国立病院機構の病院を活用して、その可能な範囲において被災傷病者の収容治療 (3) 前記の活動について、必要と認める場合には東海北陸ブロック事務所を通して医療救護班の活動支援</p>

#### 4 指定地方公共機関

機関名	内 容
<p>公益社団法人三重県医師会</p>	<p>(1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 医療及び助産等救護活動</p>
<p>三重テレビ放送株式会社</p>	<p>(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。</p>
<p>三重エフエム放送株式会社</p>	<p>(1) 日本放送協会津放送局に準ずる。</p>

<p>三重交通株式会社</p>	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分 (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送 (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送</p>
<p>一般社団法人三重県トラック協会</p>	<p>(1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ、物流専門家派遣等の要請に対する即応体制の整備並びに配車</p>
<p>近畿日本鉄道株式会社</p>	<p>(1) 災害により線路が不通となった場合のバスによる代行輸送又は連絡他社線による振替輸送 (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理</p>
<p>一般社団法人三重県LPガス協会</p>	<p>(1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施 (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給</p>
<p>公益社団法人三重県歯科医師会</p>	<p>(1) 歯科医師会救護班の編成並びに連絡調整 (2) 歯科保健医療活動及び災害発生時の遺体の検案において、歯科所見からの身元確認作業等を実施</p>
<p>株式会社ケーブルコムネット三重</p>	<p>災害発生に際して、県内CATV事業会社8社が所有する電気通信設備・放送設備の万全な運営と総合的な両設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧処置の遂行を統括する。 (1) 電気通信設備・放送設備の被災情報の収集に努め被災設備の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保ならびに早急な災害復旧措置を行う。 (2) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ有効適切な関連番組を機動的に編成し、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資するとともに、放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行う。 (3) 県民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を行う。 (4) 県民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道を行う。</p>
<p>一般社団法人三重県建設業協会</p>	<p>(1) 応急仮設住宅の建設への協力 (2) 災害時における公共土木施設の調査、緊急に復旧する工事及び緊急に道路を啓開する工事への協力</p>

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	内 容
産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会等）	(1) 災害時の対策指導、被害調査の自主的な実施並びに必要な資機材及び融資あっせんに対する協力
文化、厚生、社会団体（日赤奉仕団、婦人会、青年団等）	(1) 被災者の救助活動及び義捐金品の募集等への協力
危険物施設等の管理者	(1) 市町等の防災機関と密接な連絡並びに危険物等の防災管理の実施
各港湾施設の管理機関	(1) 港湾施設（防潮堤、水門、防潮扉、岸壁等）の維持管理並びに災害予防、復旧の実施
土地改良区	(1) 防災上危険と考えられる樋門、水路又は老朽ため池等施設の整備又は復旧工事の施工、並びに防災管理の実施
一般乗合旅客自動車運送事業者（三重交通株式会社を除く）	(1) 三重交通株式会社に準ずる。
鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社を除く）	(1) 近畿日本鉄道株式会社に準ずる。
ガス事業者（東邦ガス株式会社、一般社団法人三重県LPガス協会を除く）	(1) 東邦ガス株式会社及び一般社団法人三重県LPガス協会に準ずる。

(推進計画)

## 第3章 三重県の特質及び既往の地震・津波災害

### 第1節 三重県の特質

#### 第1項 地 形

三重県の概形は、南北の長さが約170 km、東西は約80 kmと、南北に細長い不等辺四角形をしており、令和元年7月1日現在の総面積は、5,774.42k m<sup>2</sup>である。

本県の北は、養老山脈と木曾川をはさんで、岐阜、愛知県と接し、西は鈴鹿山脈、信楽山地、笠置山地及び台高山脈を隔て滋賀、奈良両県に連なり、一部京都府とも境する。南は、熊野川を境として和歌山県に続いており、東及び南東部は伊勢湾、熊野灘がひらける。したがって本県の地形は、おおむね西に高く東に低い形となり、水系も鈴鹿川、櫛田川、宮川など東流するものが多い。

地理区としては、地質構造上西南日本を内帯・外帯に分けるいわゆる中央構造線が本県のほぼ中部を櫛田河谷から伊勢市へ東西、又は東北東に走っており、これによって地形も大きく南北に二分される。両者は、山地・盆地・低地・海岸において対照的な地形を呈する。

北部は、北北西に延びて鈴鹿山脈に対局する養老山脈を除けば、すべて南北方向から南西方向へと湾曲するかたちの鈴鹿山脈、布引山脈、高見山地などが互いに雁行配列をなし、中山性の山地で山頂部には、準平原遺跡である小起伏面を残している。これらの山地は、近畿地方において、中央構造線より北側の地域に一般的にみられる地壘性の山地であり、ことにその東側及び南側には見事な断層崖地形がみられる。また山麓には、第三系の丘陵、洪積台地、沖積平野や海岸平野が階段状に広がり、海岸線も滑らかで、広く伊勢平野や伊賀盆地を形成している。伊勢平野の伊勢湾沿岸低地は、北部に海拔0 m地帯が広がるなど県内における地盤高は最低で、地耐力も低くプレート境界地震に対し震源距離があるにもかかわらず、震度が大きくなる傾向がある。

南部は、南北方向にのびる背梁山台高山脈と、これに直交あるいは斜交するかたちで東西又は東北東方向に二列の稜線が走り、北部の高見山地も含めて互いに平行配列している。

これらの山地は、東及び南へ次第にその高度を減じ、北部のように丘陵、平地がほとんどなく、屈曲に富む沈水性の海岸で熊野灘に没している。リアス式海岸が続く熊野灘沿岸地域は、海岸線から主分水界までの距離が短いため平野部が少なく、プレート境界地震の震源域に面していることから、地震発生から津波到達までの時間が極めて短くなるとともに、津波高は高くなる傾向にある。

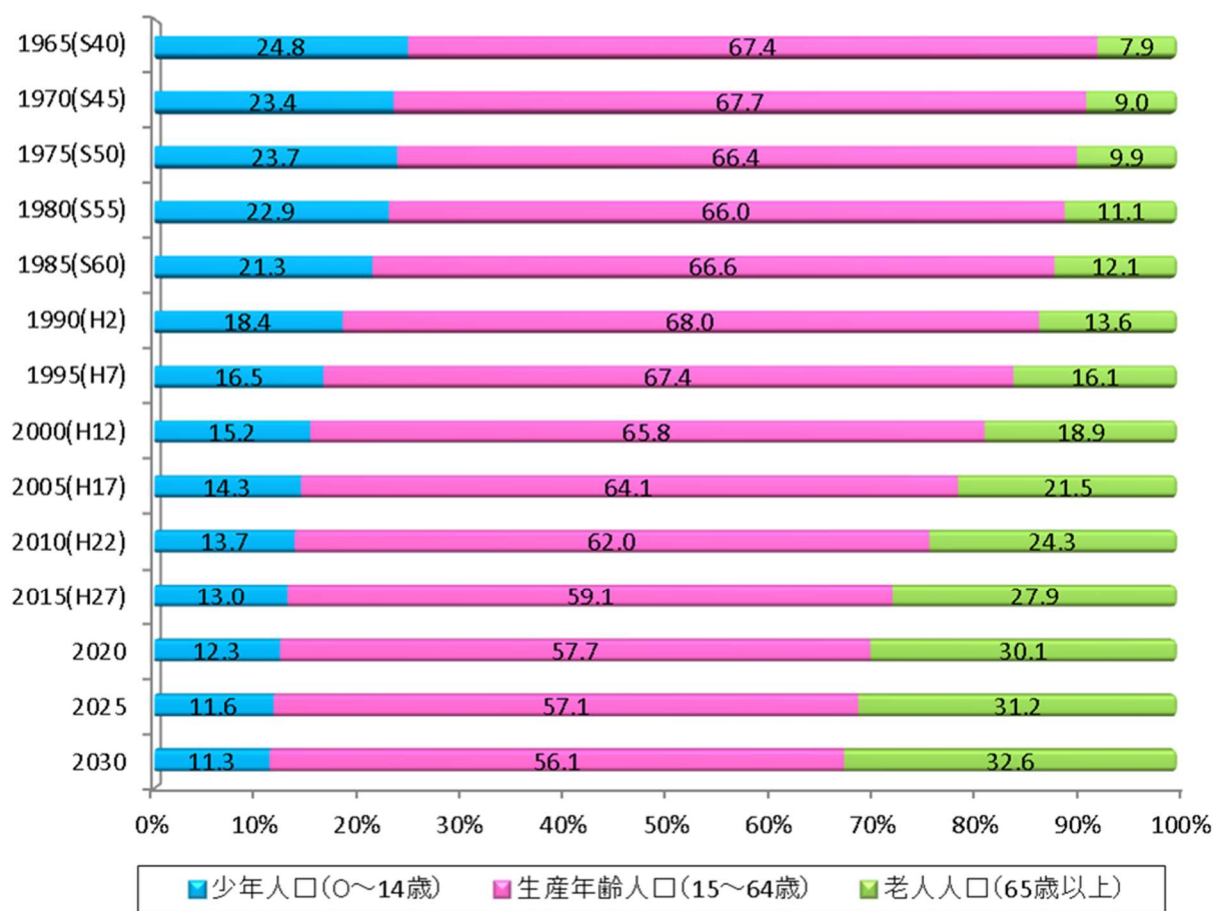


## 第2項 防災をめぐる社会的条件

### 1 少子高齢化の進展

三重県の人口を「年少人口（0～14歳）」「生産年齢人口（15～64歳）」「老年人口（65歳以上）」の年齢3区分別に見ると、少子高齢化の進行により、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下し、老年人口の割合が増加してきており、2030年には県内の老年人口の割合が32.6%に達することが予測されている。

### 三重県における年齢3区分別人口の推移



〔出典：総務省「平成27年国勢調査」、2020年以降は「日本の将来推計人口（平成30年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）〕

高齢者の中には災害時に自力で避難行動をとることが困難な避難行動要支援者も多く、東日本大震災での死亡者の年齢構成を見ると、全体の約65%を60歳以上の高齢者が占めており、老年人口割合の増加は、全人口に占める避難行動要支援者の割合の増加にもつながると言える。

これら避難行動要支援者の支援にあたっては、行政機関だけできめ細かい対応を行うには限界があることから、住民に対する防災知識の普及等による「自助」の取り組みの促進に加え、地域の防災リーダーとなりうる防災人材の育成や避難行動要支援者名簿の作成及び活用等による「共助」の取り組みにより、地域防災力の総合的な向上を図ることが、少子高齢化社会における防災対策として重要である。

## 2 人口の偏在化

三重県の人口を地域別に見ると、人口の7割以上が北勢及び中南勢地域に集中しており、県内の人口の偏在化が顕著となっている。

北勢及び中南勢地域では、多くの人口が伊勢湾に面する平野部に集中しており、津波の到達までは比較的時間の余裕があるものの、一度浸水が始まると行政区域内の大部分が津波による浸水区域となる地域、海拔0m地帯や地盤の液状化に見舞われることが予想される地域など、長時間の浸水が想定される場所に多くの住民が生活している。

### 市町別年齢3区分別人口

	総数	県人口に 対する割合	平成27年人口（割合）					
			0～14歳		15～64歳		65歳以上	
<b>三重県計</b>	<b>1,815,865</b>		<b>233,525</b>	<b>13.0%</b>	<b>1,061,577</b>	<b>59.1%</b>	<b>501,046</b>	<b>27.9%</b>
桑名市	140,303	7.7%	19,309	14.0%	84,198	61.0%	34,590	25.0%
四日市市	311,031	17.1%	41,253	13.5%	189,755	61.9%	75,660	24.7%
いなべ市	45,815	2.5%	5,856	12.9%	27,858	61.5%	11,575	25.6%
鈴鹿市	196,403	10.8%	26,758	14.1%	117,737	62.0%	45,500	23.9%
亀山市	50,254	2.8%	7,014	14.2%	30,083	60.7%	12,440	25.1%
木曾岬町	6,357	0.4%	653	10.3%	3,783	59.5%	1,919	30.2%
東員町	25,344	1.4%	3,374	13.5%	14,704	58.7%	6,967	27.8%
菰野町	40,210	2.2%	5,789	14.5%	24,067	60.1%	10,187	25.4%
朝日町	10,560	0.6%	2,225	21.7%	6,017	58.7%	2,015	19.6%
川越町	14,752	0.8%	2,364	16.1%	9,575	65.3%	2,735	18.6%
<b>北勢計</b>	<b>841,029</b>	<b>46.3%</b>	<b>114,595</b>	<b>13.6%</b>	<b>507,777</b>	<b>60.4%</b>	<b>203,588</b>	<b>24.2%</b>
津市	279,886	15.4%	35,663	12.8%	165,058	59.3%	77,624	27.9%
松阪市	163,863	9.0%	21,390	13.1%	95,765	58.8%	45,713	28.1%
多気町	14,878	0.8%	1,900	12.9%	8,189	55.5%	4,655	31.6%
明和町	22,586	1.2%	3,036	13.5%	12,880	57.4%	6,518	29.1%
大台町	9,557	0.5%	987	10.3%	4,765	49.9%	3,797	39.8%
<b>中南勢計</b>	<b>490,770</b>	<b>27.0%</b>	<b>62,976</b>	<b>12.8%</b>	<b>286,657</b>	<b>58.4%</b>	<b>138,307</b>	<b>28.2%</b>
伊賀市	90,581	5.0%	10,763	11.9%	51,131	56.5%	28,668	31.7%
名張市	78,795	4.3%	10,058	12.8%	46,149	58.9%	22,084	28.2%
<b>伊賀計</b>	<b>169,376</b>	<b>9.3%</b>	<b>20,821</b>	<b>12.3%</b>	<b>97,280</b>	<b>57.4%</b>	<b>50,752</b>	<b>30.0%</b>
伊勢市	127,817	7.0%	15,880	12.5%	73,987	58.1%	37,432	29.4%
鳥羽市	19,448	1.1%	1,950	10.0%	10,621	54.7%	6,835	35.2%
志摩市	50,341	2.8%	4,941	9.9%	26,335	52.8%	18,648	37.4%
玉城町	15,431	0.8%	2,300	15.1%	9,011	59.0%	3,956	25.9%
度会町	8,309	0.5%	1,010	12.2%	4,652	56.0%	2,646	31.8%
大紀町	8,939	0.5%	758	8.5%	4,126	46.2%	4,039	45.3%
南伊勢町	12,788	0.7%	860	6.7%	5,644	44.2%	6,278	49.1%
<b>伊勢志摩計</b>	<b>243,073</b>	<b>13.4%</b>	<b>27,699</b>	<b>11.4%</b>	<b>134,376</b>	<b>55.3%</b>	<b>79,834</b>	<b>32.8%</b>
尾鷲市	18,009	1.0%	1,754	9.8%	8,833	49.2%	7,375	41.1%
熊野市	17,322	1.0%	1,731	10.0%	8,345	48.2%	7,226	41.8%
紀北町	16,338	0.9%	1,512	9.3%	7,888	48.4%	6,899	42.3%
御浜町	8,741	0.5%	1,046	12.0%	4,414	50.5%	3,279	37.5%
紀宝町	11,207	0.6%	1,391	12.4%	6,007	53.7%	3,786	33.9%
<b>東紀州計</b>	<b>71,617</b>	<b>3.9%</b>	<b>7,434</b>	<b>10.4%</b>	<b>35,487</b>	<b>49.6%</b>	<b>28,565</b>	<b>39.9%</b>

〔出典：総務省「平成27年国勢調査」〕

一方で、県人口に対する県南部の人口の割合は低いものの、これらの地域では若年人口の都市部への流出等による高齢化が顕著であり、熊野灘に面した複雑なリアス式海岸沿いに集落が点在する地域

的特性から、地震発生後、早いところでは数分で津波が到達することが予想されるため、高齢者をはじめとする住民の一刻も早い津波からの避難対策が、この地域における防災上の最大の課題となっている。

このように、南北に長く地形的変化に富み、人口の偏在化が顕著な三重県では、地震・津波対策の課題は地域により大きく異なる。

### 3 グローバル化の進展

国境を越えた社会経済活動が拡大するとともに在日・訪日外国人が増加しているが、特に三重県の外国人住民数は約 55,000 人にのぼり、観光目的で三重県を訪れる外国人観光客とともに、災害発生時の外国人に対する防災対策が重要な課題となっている。

在日・訪日外国人の場合、言葉の問題等から災害発生時に即座に状況を理解することが難しいことが想定され、災害時に外国人が理解できる形での迅速で正確な情報伝達の体制づくりが必要と考えられる。

また、文化や生活習慣の違いから、外国人が、避難所等において日本人と共同生活を送る場合、様々なトラブルを生じる可能性があることから、外国人被災者に避難所生活に必要な基本となる情報を伝えるための対策を講じておくことが必要である。

### 4 女性や障がい者等多様なニーズへの対応

東日本大震災では、女性の着替えや洗濯、授乳、トイレ、入浴など、避難所生活における女性への配慮の欠如が大きな課題とされた。

また、聴覚や視覚、肢体等が不自由な障がい者の中には、津波警報等が確認できなかったり、自力で避難することが困難になるおそれがある方々もおり、避難所生活等においてもトイレや入浴等で障がい者用設備の整備やバリアフリー化などがなされていない場合には、支援者の存在が不可欠となる。

このように災害が発生した際の多様なニーズを反映するため、防災に関する政策や現場での意思決定、運営等に対し、女性や障がい者等の積極的な参画を促進することが求められている。

### 5 情報通信技術の発達

情報通信技術の発達により、従来のテレビやラジオ、固定電話等に加え、コンピュータや携帯電話、インターネットなどの情報通信ネットワークへの依存度が増大している。今や、行政機関や金融機関、交通機関などの公共機関、民間事業者等の事業活動のほか、個人の生活にもこれら情報通信ネットワークが密接な関わりを持っており、災害により情報通信ネットワークが被災した場合の社会への影響度は、相当深刻なものになることが想定される。

総務省による平成 30 年度末の国内における携帯電話普及率は、日本の総人口を上回る 139.9%となっている。これら携帯電話端末では、ほとんどの機種で音声通話のみならず、メールやインターネット接続等によるデータ通信を行うことができるようになっており、さらに、より高度な情報処理が可能なスマートフォンやタブレット端末の世帯保有率（スマートフォン 79.2%、タブレット端末 40.1%）も大幅に増加している。

また、総務省では、安心・安全に関わる公的情報などを、住民に対し正確かつ迅速に伝えることを目的とした情報基盤として、行政機関やライフライン事業者等が発信した情報を、地域を越えて放送事業者や新聞社、通信関連事業者等の情報伝達者に一斉に配信できるシステムである「Lアラート（災害情報共有システム）」を整備し、導入を進めていることから、防災情報についても、このような新

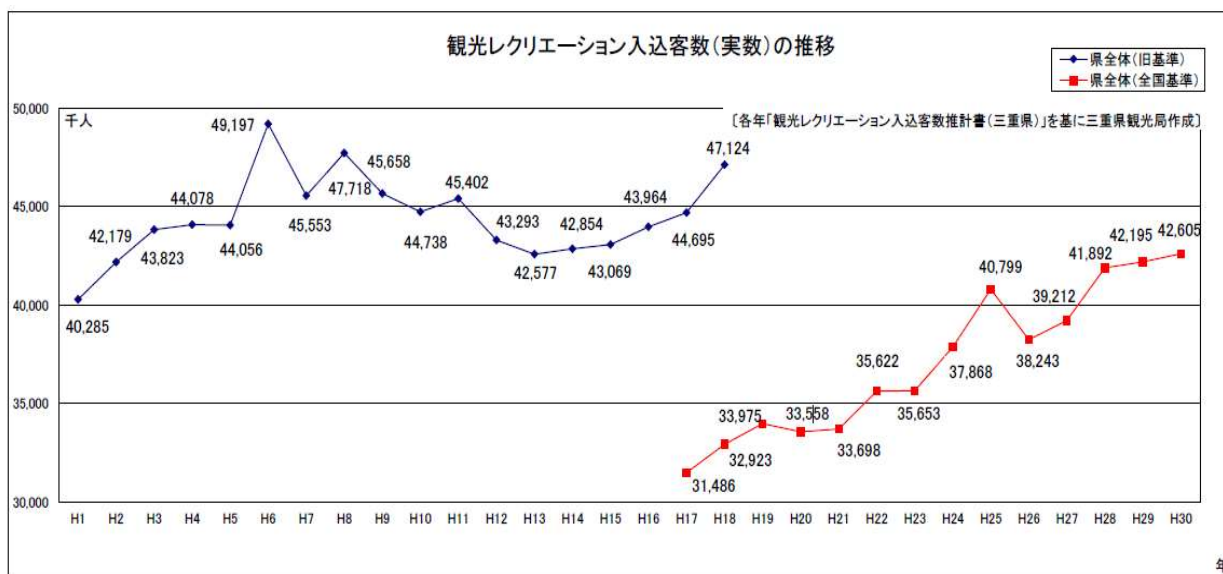
しい技術を取り入れた、迅速で確実な情報伝達体制の構築が求められている。

## 6 観光客及び帰宅困難者対策

三重県を訪れる観光客は、平成30年は4,260万人となり、前年を上回り、過去最高となる入込客となった。

また、平成28年5月に開催された伊勢志摩サミットで注目を集めたことで、今後も高い水準で推移することが見込まれており、我が国でも有数の観光県といえる三重県では、観光の繁忙期や週末などに大規模な災害が発生すると、多数の犠牲者や帰宅困難者が発生することが想定される。

(平成30年現在)



特に伊勢志摩をはじめとする沿岸部の主要観光地において津波を伴う地震が発生した場合、地理に不案内な観光客に多数の犠牲者が発生する可能性があり、また、地震や津波の被害により、多くの箇所道路や鉄道が途絶し、多くの観光客が帰宅困難者として相当な期間を三重県内に滞在することになることも考えられ、関係者が一体となった観光地の防災・減災対策を検討する体制の構築が求められている。

## 第2節 三重県における既往の地震・津波災害

### 第1項 三重県に影響を及ぼす地震の種類と既往地震・津波による被害の概要

三重県に過去影響を及ぼした地震は、大きく「太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震」と「陸域の浅いところで発生する地震」、「遠地津波による被害をもたらした地震」の三つに分類することができる。

これらの三つの種類の地震と、三重県に過去影響を及ぼした地震の概要を以下及び別表にまとめた。

#### 1 太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震

三重県が位置する中部・近畿地方には、南東方向からフィリピン海プレートが年間4～5cmの速さで近づいている。フィリピン海プレートは、太平洋側沖合にある南海トラフから、中部・近畿地方の下に沈み込んでいる。このため、太平洋側沖合のプレート境界付近では、沈み込むフィリピン海プレートと陸側のプレートがその境界でずれ動くことにより発生するプレート間地震と、沈み込むフィリピン海プレートの内部で発生する地震の二つのタイプの地震が発生する。

##### (1) フィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震

###### ア 地震の概要

三重県に過去影響を及ぼしたフィリピン海プレートの沈み込みによるプレート間地震は、南海トラフ沿いで発生する巨大地震である。この地震は、広い範囲での地震の強い揺れによる被害とともに、三重県沿岸を含む関東地方から九州・沖縄地方に至る太平洋沿岸などに津波による被害をもたらす。このような地震は、過去に繰り返して発生しており、数多くの歴史記録が残されている。

最近の知見によると、南海トラフ沿いで発生する巨大地震は、東海地域と南海地域の連動・非連動も含めた地震規模や震源域の広がり、震度分布の特徴、津波高分布の特徴など様々な観点から多様かつ複雑であり、1707年宝永地震以降の最近の3地震（昭和、安政、宝永）を見ても、震源域や震度分布、津波高など、それぞれの地震の特徴は異なっていることが指摘されている。

###### イ 南海トラフ沿いの巨大地震による三重県内での被害等の概要

###### [1944年東南海地震]

第二次世界大戦中の1944年（昭和19年）12月7日に発生した。三重県のほぼ全域が震度5相当以上の揺れに見舞われ、沿岸部の一部では震度6相当となった。津波は、紀伊半島西部から伊豆半島の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島東部沿岸で6～9mに達した。三重県内の被害は、死者・行方不明者406人、負傷者607人、住家全壊1,826棟、住家流失2,238棟など。

###### [1946年南海地震]

1946年（昭和21年）12月21日に発生した。三重県内は、震度4～5相当の揺れに見舞われた。津波は、九州から房総半島南部の太平洋沿岸を襲い、津波の高さは、紀伊半島の太平洋沿岸で4～6mに達した。三重県内の被害は、死者11人、負傷者35人、住家全壊65棟、住家流失23棟など。

###### [1854年安政東海地震、安政南海地震]

1854年12月23日（嘉永7年11月4日）に安政東海地震が、32時間後の同年12月24日（同

5日)に安政南海地震が発生した。

23日の地震では、四国東部から房総半島までの太平洋沿岸を津波が襲い、三重県の一部では津波の高さが10mに達した。志摩半島では、震度6強又は6弱相当の揺れになったと推定されている。

[1707年宝永地震]

1707年10月28日(宝永4年10月4日)に発生した。2011年(平成23年)3月11日の東北地方太平洋沖地震の発生までは、国内で発生した史上最大規模の地震であった。津波は、四国から伊豆半島の広い範囲で高さ5m以上に達し、三重県尾鷲市の周辺では、8~10mに達するところもあったと推定されている。また、震度6強から6弱相当の揺れになったと推定されている範囲は、三重県内の一部を含む九州東部から甲信地域に及んでいる。

## (2) 沈み込むフィリピン海プレート内部の地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、沈み込むフィリピン海プレート内部で発生した陸域のやや深い地震としては、三重県・奈良県の県境付近で発生した1899年(明治32年)の地震(M7.0、震源の深さ40~50km(推定)、紀伊大和地震と呼ぶこともある。)が、このタイプの地震であると考えられている。この地震では、三重県内で死者7人などの被害が生じた。また、奈良県のやや深いところで発生した1952年(昭和27年)の吉野地震(M6.7、震源の深さ61km)も陸域のやや深い地震であり、三重県内でも小被害が生じた。

近年の地震としては、2004年(平成16年)9月5日に紀伊半島南東沖で発生した地震(M7.4、震源の深さ44km)がフィリピン海プレート内で発生した地震であると考えられている。この地震により、松阪市や香良洲町(当時、現在の津市香良洲町)で震度5弱の揺れを観測した。「三重県南部」に津波警報が、「伊勢・三河湾」に津波注意報が発表され、鳥羽で最大36cm、尾鷲で最大55cmの津波をそれぞれ観測した。

## 2 陸域の浅いところで発生する地震

三重県に過去影響を及ぼした地震のうち、陸域の浅いところで発生した地震(活断層を震源とする内陸直下型地震)としては、1854年7月9日(嘉永7年6月15日)の伊賀上野付近の地震(M7.1/4、伊賀上野地震と呼ぶこともある。)が知られている。この地震により、伊賀上野付近で死者約600人、周辺地域を含めると約1,300人の死者を出すなど、被害は伊賀上野から奈良・大和郡山にかけての地域で著しいものとなった。この地震は木津川断層帯で発生したと考えられている。また、1891年(明治24年)10月28日に発生した濃尾地震(M8.0)のように周辺地域で発生する地震によっても、三重県内で被害が生じたことがあり、1586年1月18日(天正13年11月29日)に発生した天正地震のように、三重県内の一部で震度6相当の揺れに見舞われたと推定されている事例もある。

なお、「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版)」(地震調査委員会、2013)に述べられているように、西南日本内陸の地殻内の地震活動に注目すると、M7程度以上の地震は、1860~1900年の約40年間では2回、昭和東南海地震及び昭和南海地震の直前約40年間(1900~1943年)では3回であったものが、1854年の安政東海地震及び安政南海地震の直後6年間に4回、1944~1946年の昭和東南海地震及び昭和南海地震の後6年間に2回であったなど、これまでの研究成果から、南海トラフの大地震の前後に西南日本内陸の地震活動が活発化したことが知られている。

### 3 遠地津波による被害をもたらした地震

上記1及び2のほか、太平洋の遠い海域で発生し日本へ来襲する遠地津波によって、三重県内に影響を与えた主な事例としては、1960年（昭和35年）のチリ地震津波、2010年（平成22年）のチリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波などがある。

#### [1960年チリ地震津波]

1960年（昭和35年）5月22日にチリ沖で地震が発生し、翌23日に日本の各地に津波が押し寄せた。三重県沿岸での津波の高さは、おおむね1～4m。

三重県内の被害は、住家全壊2棟、住家流失1棟、床上浸水3,267棟、床下浸水2,885棟、船舶被害（沈没・流失・破損など）69隻など。

#### [2010年チリ中部沿岸で発生した地震に伴う津波]

2010年（平成22年）2月27日15時34分（日本時間）頃にチリ中部沿岸で地震が発生し、翌28日から3月1日にかけて、日本の各地に津波が押し寄せた。28日9時33分に三重県沿岸（「伊勢・三河湾」、「三重県南部」）に津波警報が発表され、21時13分に津波注意報への切り替えがなされた後、「伊勢・三河湾」は23時36分に解除、「三重県南部」は3月1日8時40分に解除された。鳥羽で56cm（19時59分）、尾鷲で63cm（17時05分）、熊野市遊木で49cm（17時00分）の津波をそれぞれ観測した。

三重県内の被害は、船舶被害1隻、被害総額256,767千円（公共土木施設被害378千円、農林水産商工関係被害256,389千円）。

#### [引用・参考文献]

地震調査委員会（2009）：「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－（第2版）」、490pp。

地震調査委員会（2013）：「南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）」、94pp。

宇佐美龍夫（2003）：「最新版 日本被害地震総覧 [416] -2001」、東京大学出版会、605pp。

渡辺偉夫（1998）：「日本被害地震総覧」、東京大学出版会、206pp。

(別表) 三重県に過去影響を及ぼした主な地震・津波の概要

西暦(和暦)	地域(名称)	M	県内の主な被害(カッコは全国での被害)
684. 11. 29 (天武 13)	土佐その他南海・東海・西海地方	8 1/4	(南海トラフ沿いの巨大地震。諸国で家屋の倒壊、津波あり、死傷者多数。)
887. 8. 26 (仁和 3)	五畿・七道	8.0～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。京都で家屋倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。)
1096. 12. 17 (永長 1)	畿内・東海道	8.0～ 8.5	東海沖の巨大地震と考えられる。伊勢で津波被害あり。
1099. 2. 22 (康和 1)	南海道・畿内	8.0～ 8.3	(南海沖の巨大地震と考えられる。興福寺、摂津天王寺などで被害。)
1361. 8. 3 (正平 16)	畿内・土佐・阿波	8 1/4～ 8.5	(南海トラフ沿いの巨大地震。各地で、強い揺れ、津波により、死者多数。)
1498. 9. 20 (明応 7)	東海道全般	8.2～ 8.4	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部で津波被害。伊勢大湊で溺死者 5,000 人など。
1605. 2. 3 (慶長 9)	(慶長地震)	7.9	南海トラフ沿いの巨大地震。沿岸部に津波来襲。
1707. 10. 28 (宝永 4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。尾鷲付近で、死者 1,070 人以上、家屋流失 1,510 棟。その他県内で、死者 57 人、負傷者 73 人、家屋全壊 2,333 棟、同流失 601 棟。
1854. 7. 9 (安政 1)	伊賀・伊勢・大和及び隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる。)	7 1/4	伊賀上野付近で死者約 600 人、家屋全壊 2,000 棟余、周辺でも被害あり。
1854. 12. 23 (安政 1)	(安政東海地震)	8.4	(東海沖の巨大地震。強い揺れ及び津波により、関東から近畿にかけて被害。住家全壊・焼失約 30,000 棟、死者 2,000～3,000 人。)
1891. 10. 28 (明治 24)	(濃尾地震)	8.0	北部を中心に被害。死者 1 人、負傷者 17 人、家屋全壊 625 棟。
1899. 3. 7 (明治 32)	紀伊半島南東部(紀伊大和地震とも呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。木ノ本・尾鷲で死者 7 人、負傷者 62 人、家屋全壊 35 棟。
1944. 12. 7 (昭和 19)	(東南海地震)	7.9	強い揺れ及び津波により被害。死者・行方不明者 406 人、負傷者 607 人、住家全壊 1,826 棟、同流失 2,238 棟。
1946. 12. 21 (昭和 21)	(南海地震)	8.0	強い揺れ及び津波により被害。死者 11 人、負傷者 35 人、住家全壊 65 棟、同流失 23 棟。
1952. 7. 18 (昭和 27)	(吉野地震)	6.7	(死者 9 人、負傷者 136 人、住家全壊 20 棟。)
1960. 5. 23 (昭和 35)	(チリ地震津波)	9.5 (注)	津波により被害。住家全壊 2 棟、同流失 1 棟。
2004. 9. 5 (平成 16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者 8 人。
2007. 4. 15 (平成 19)	三重県中部	5.4	負傷者 12 人
2011. 3. 11 (平成 23)	東北地方太平洋沖	9.0 (注)	負傷者 1 人
2018. 6. 18 (平成 30)	大阪府北部	6.1	負傷者 2 人

「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－〈第2版〉」(地震調査委員会、2009)より引用、加筆。

(注) モーメントマグニチュード(M<sub>w</sub>)で、他の地震のマグニチュードと異なる。



## 第4章 被害想定等

### 第1節 プレート境界型地震にかかる被害想定

#### 第1項 想定する地震モデル

平成24～25年度に三重県が実施した地震被害想定調査では、主にハザードとリスクという2つの面から予測を行っている。

ハザード予測とは、地震に伴う揺れの大きさや液状化の可能性、津波高や津波浸水の状況など、地震や津波によって発現する可能性のある事象を予測することを言う。

一方、リスク予測とは、死者や負傷者といった人的被害、揺れや津波による建物被害、避難生活等の生活支障など、ハザードによって引き起こされる可能性のある被害の量や様相を予測することを言う。

今回の地震被害想定調査のうち、プレート境界型地震については、「第1章 第1節 第2項本県の地震・津波対策の考え方 2地震・津波対策の対象とする地震」に掲げる(1)過去最大クラスの南海トラフ地震、(2)理論上最大クラスの南海トラフ地震の2つの地震モデルについて調査を実施した。

なお、地震被害想定調査結果の被害想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

(ハザード予測結果)

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）
- ③ 津波予測結果

(リスク予測結果)

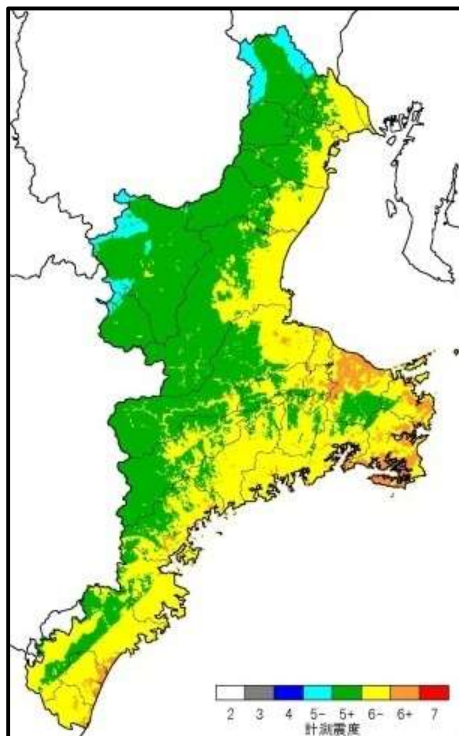
- ① 人的被害（死者）
- ② 建物被害
- ③ 交通施設障害（道路施設）
- ④ 生活支障等（避難者）
- ⑤ 災害廃棄物等

第2項 ハザード予測結果

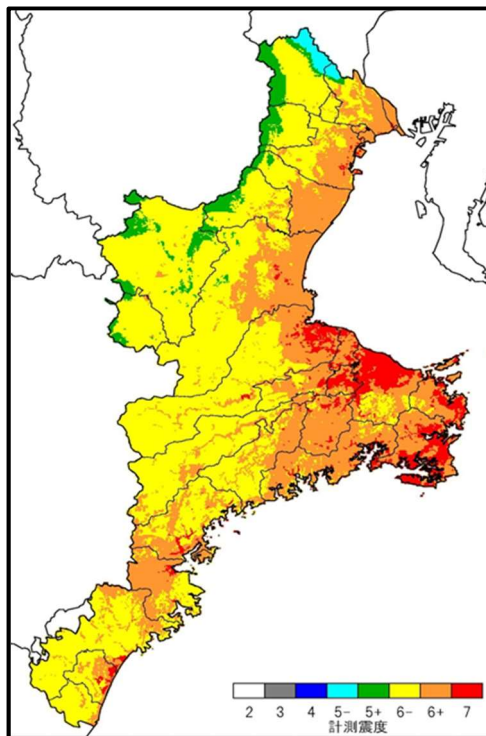
1 強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

過去最大クラスの南海トラフ地震



理論上最大クラスの南海トラフ地震



	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km <sup>2</sup> )	0	191.5	2,843.9	2,449.2	287.2	5.6
面積割合 (%)	—	3.3%	49.2%	42.4%	5.0%	0.1%

	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km <sup>2</sup> )	0	44.4	261.4	3,164.0	1,919.3	388.2
面積割合 (%)	—	0.8%	4.5%	54.8%	33.2%	6.7%

各市町最大震度一覧表

市町名	最大震度	
	南海トラフ (過去最大)	南海トラフ (理論上最大)
桑名市	6弱	7
いなべ市	6弱	6強
木曽岬町	6弱	7
東員町	6弱	6強
四日市市	6強	7
菟野町	6弱	6強
朝日町	6弱	6強
川越町	6弱	7
鈴鹿市	6強	7
亀山市	6弱	6強
津市	6強	7
松阪市	6強	7
多気町	6強	7
明和町	6強	7
大台町	6強	7
伊賀市	6弱	6強
名張市	6弱	6強
伊勢市	6強	7
鳥羽市	6強	7
志摩市	7	7
玉城町	6強	7
南伊勢町	7	7
大紀町	6強	7
度会町	6強	7
尾鷲市	6強	7
紀北町	6強	7
熊野市	7	7
御浜町	7	7
紀宝町	6強	7

過去最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「過去最大クラスの地震」という。）では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部において、震度6弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度6強が想定されている。

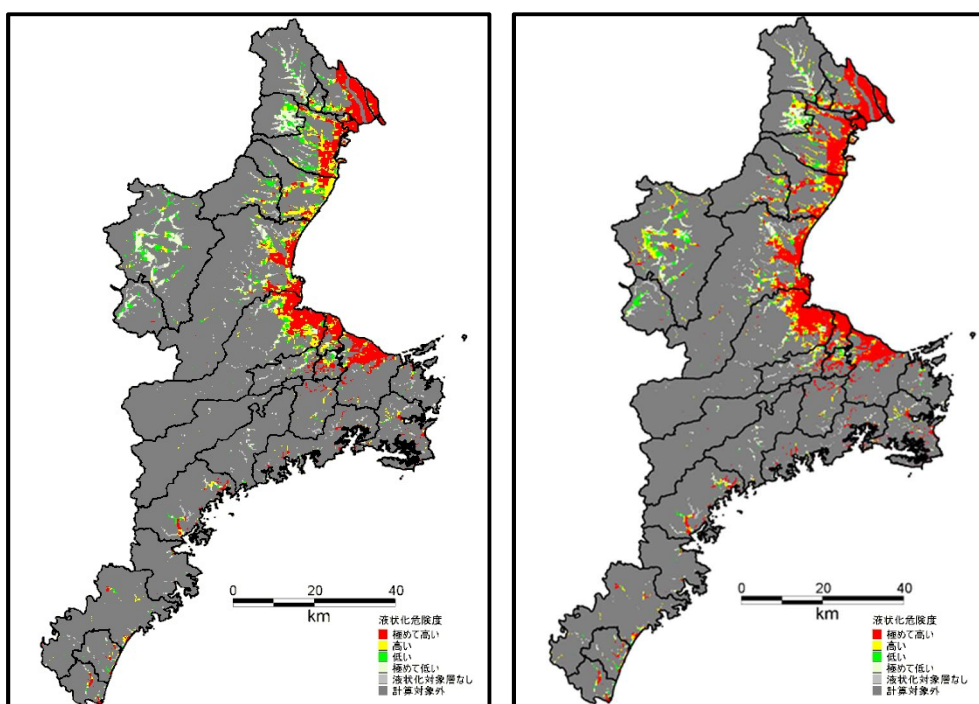
理論上最大クラスの南海トラフ地震（以下、本節では「理論上最大クラスの地震」という。）では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されている。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されている。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されている。

## 2 強震動予測結果（液状化危険度）

### 想定地震における液状化危険度

過去最大クラスの南海トラフ地震

理論上最大クラスの南海トラフ地震



液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても、危険度が極めて高い範囲は、新しい時代の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中しており、その分布傾向はほとんど変わらない。

### 3 津波予測結果

今回の地震被害想定調査では、県内全体での津波浸水面積は、過去最大クラスの地震で約 230 km<sup>2</sup>、理論上最大クラスの地震で約 280 km<sup>2</sup>と予測している。

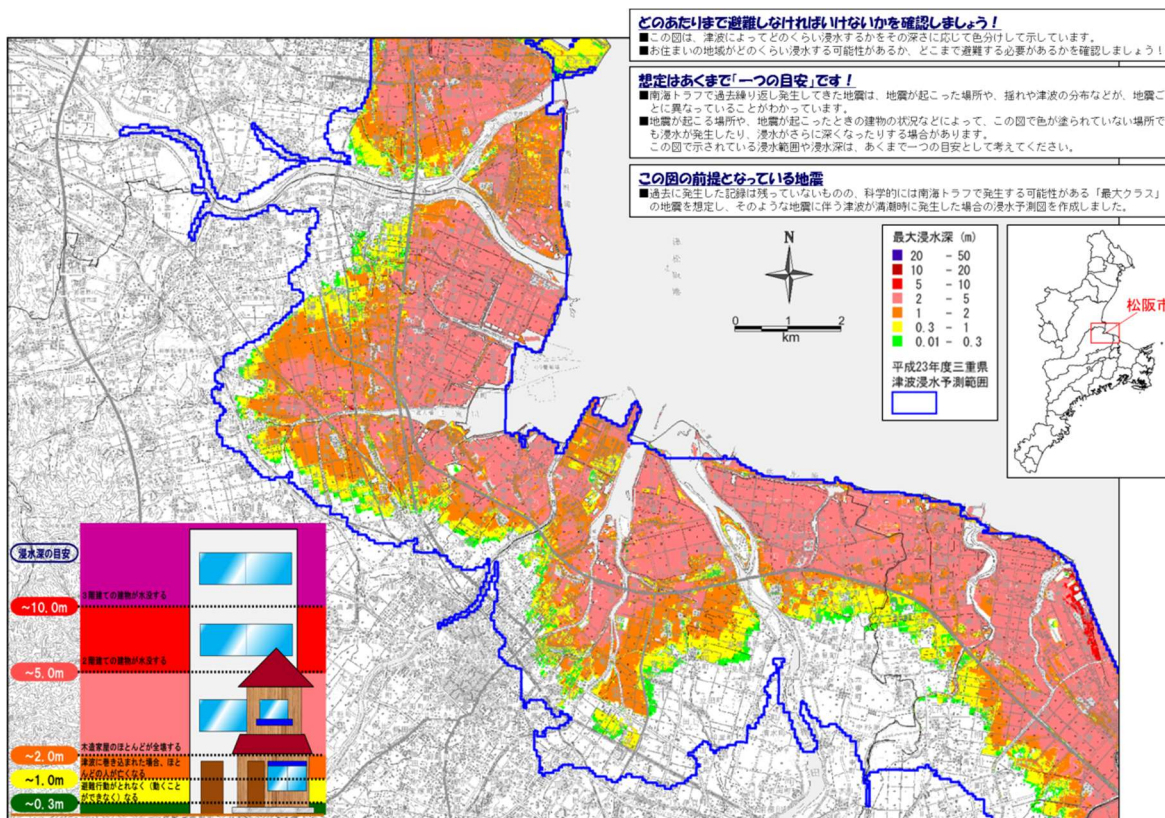
なお、理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水予測図について、従来型の「津波浸水予測図」に加え、新たに「津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図」を作成した。

本項では、これらの津波浸水予測図のうち、伊勢湾沿岸部と熊野灘沿岸部から各 1 か所を選んで掲載した。

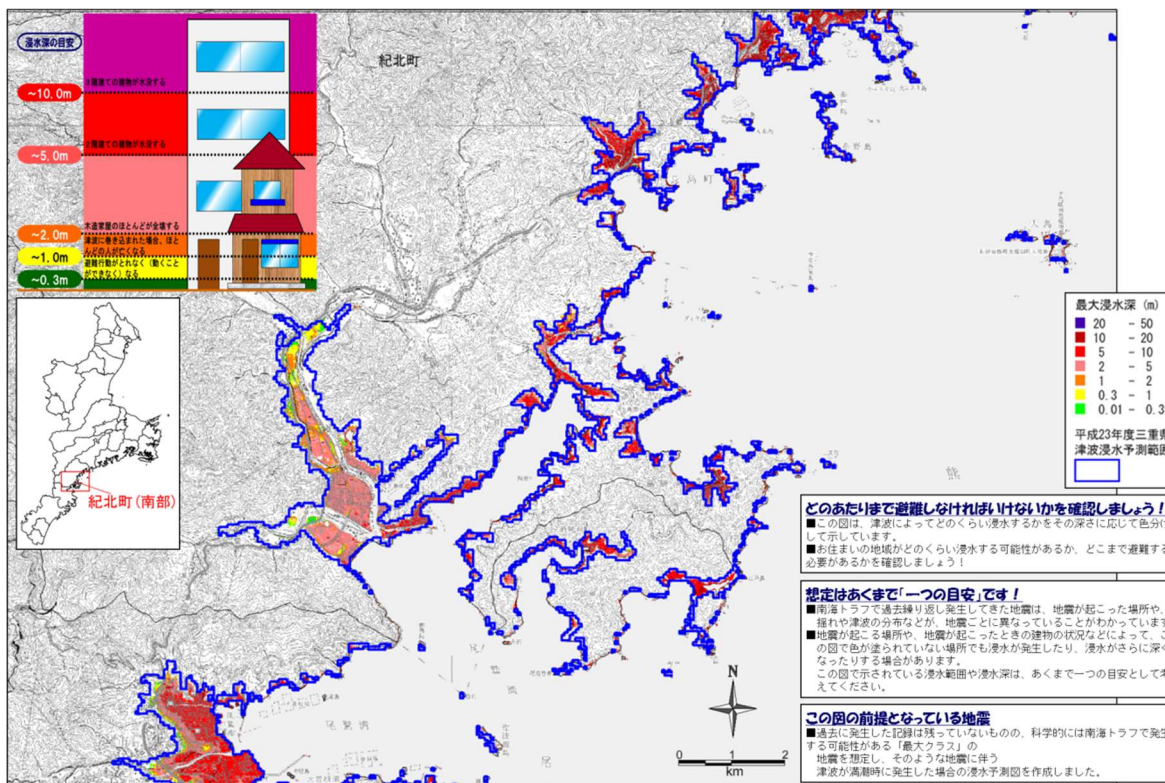
#### ■南海トラフ地震による津波浸水面積

地域区分	浸水面積 (km <sup>2</sup> )	
	過去最大	理論上最大
北勢	66.40	82.11
中勢	75.57	88.73
伊勢志摩	75.09	87.69
東紀州	16.76	25.15
計	233.82	283.68
伊勢湾沿岸（伊勢市以北）	179.03	208.57
熊野灘沿岸（鳥羽市以南）	54.79	75.11

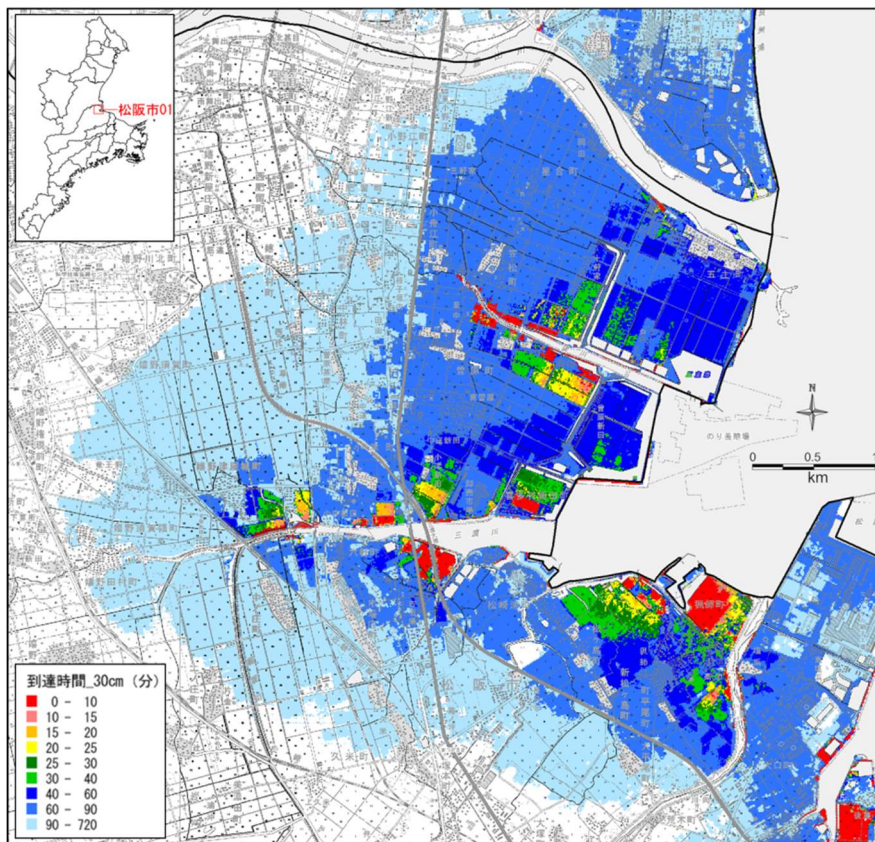
津波浸水予測図（松阪市）



津波浸水予測図（紀北町（南部））



津波浸水深30cm到達予測時間分布図（松阪市01）

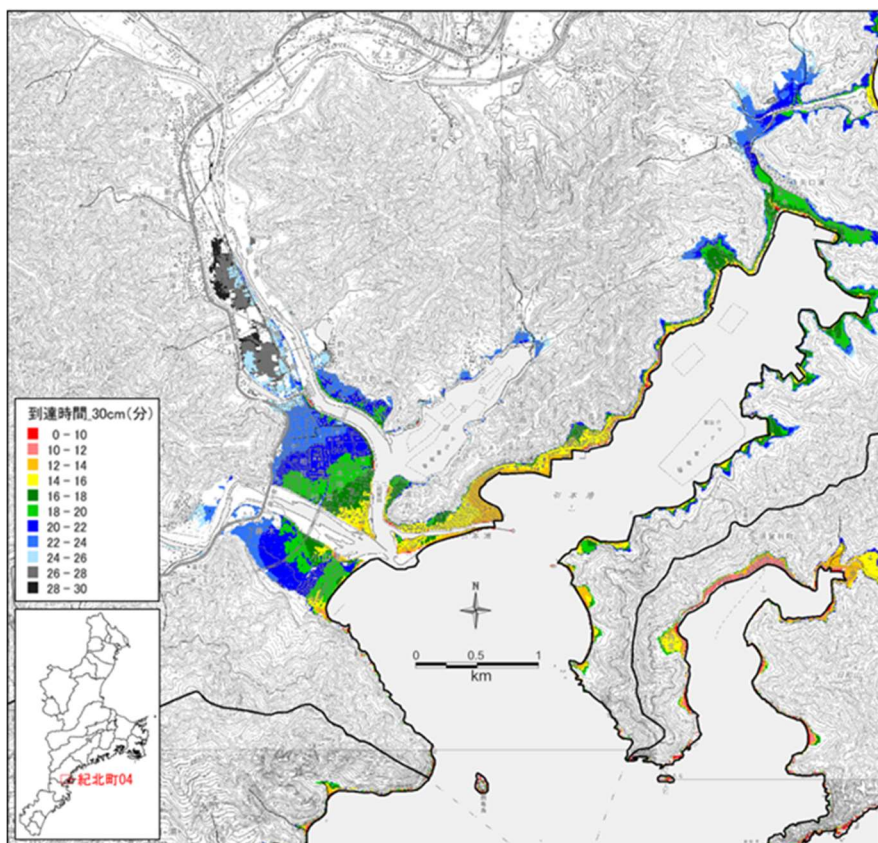


少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！  
 ■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。  
 ■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。  
 ■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！  
 ■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！  
**「生きるために逃げる！！」**

想定はあくまで「一つの目安」です！  
 ■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。  
 ■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。  
 ■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震  
 ■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠が見つからないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。  
 ■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

津波浸水深30cm到達予測時間分布図（紀北町04）



少なくともいつまでに避難しなければいけないか、その時間を確認しましょう！  
 ■この図は、津波からの避難行動がとれなく（動くことができなく）なる一つの目安とされている津波浸水深30cmにどのくらいの時間で達するかをその時間に応じて色分けして示しています。  
 ■揺れによって堤防などが沈下し、津波が来る前に水が入ってくる可能性のある地域もあります。  
 ■お住まいの地域がどのくらいの時間で浸水するかを確認しましょう！  
 ■強く長い揺れを感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波がくる可能性がある地域にお住まいの方は、動けるくらいの揺れになったら、すぐに避難を開始しましょう！  
**「生きるために逃げる！！」**

想定はあくまで「一つの目安」です！  
 ■過去繰り返し発生してきた南海トラフの地震は、地震が起こった場所の広がりや、揺れや津波の分布など、地震ごとに異なっていることがわかっています。  
 ■地震が起こる場所や、地震が起こったときの陸上の建物の状況などによって、この図で示した予測時間よりも早く浸水がはじまる可能性があります。予測時間はあくまで一つの目安として考えてください。  
 ■川をさかのぼった津波が街中に入ってきたり、排水溝など思いがけない場所から、津波が入ってくることもあります。

この図の前提となっている地震  
 ■南海トラフで、歴史記録からも発生した証拠が見つからないような、「最大クラス」の地震（津波）が、満潮時に発生した場合を想定しています。  
 ■海岸や河川沿いにある構造物は、地震によって地震前の25%の高さにまで下がるなど、沈下を考慮した条件で津波浸水の計算を行っています。

### 第3項 リスク予測結果

#### 1 人的被害（死者）

人的被害（死者）では、多くの人が自宅で就寝中であり、倒壊に巻き込まれて死亡する人が多く、また、津波からの避難も遅れると懸念される「冬・深夜」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約 34,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 32,000 人、建物倒壊等による死者は約 1,400 人となっている。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約 53,000 人が死亡すると予測され、このうち、津波による死者は約 42,000 人、建物倒壊等による死者は約 9,700 人となっている。

どちらのクラスの地震においても、共通しているのは、津波の被害が大きい伊勢志摩地域と東紀州地域において、甚大な被害が予測されている。

#### ■過去最大クラスの地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 1,400	約 80	約 200	—	約 700	約 300
うち家具転倒等	約 70	約 10	約 20	—	約 30	約 10
津波	約 32,000	約 1,300	約 3,000	—	約 14,000	約 14,000
うち逃げ遅れ	約 31,000	約 1,300	約 2,900	—	約 13,000	約 14,000
うち自力脱出困難	約 700	約 40	約 70	—	約 500	約 100
急傾斜地等	約 60	—	約 10	—	約 30	約 20
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 34,000	約 1,400	約 3,200	—	約 15,000	約 14,000

\* 地震被害想定調査により予測されるそれぞれの数値は、概数であるため、表中の合計値と必ずしも一致しない。(以下、同じ)

#### ■理論上最大クラスの地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 9,700	約 2,000	約 2,800	約 90	約 3,600	約 1,200
うち家具転倒等	約 500	約 100	約 200	約 10	約 200	約 50
津波	約 42,000	約 3,700	約 6,600	—	約 16,000	約 16,000
うち逃げ遅れ	約 37,000	約 2,900	約 5,200	—	約 14,000	約 15,000
うち自力脱出困難	約 5,400	約 800	約 1,400	—	約 2,600	約 700
急傾斜地等	約 100	約 10	約 20	—	約 40	約 20
火災	約 900	約 300	約 400	—	約 300	約 30
計	約 53,000	約 6,000	約 9,800	約 100	約 20,000	約 17,000

## 2 建物被害

建物被害（全壊・焼失）については、火器や暖房機器の使用が多く火災の発生が懸念される「冬・夕18時」ケースを想定して予測結果を示す。

過去最大クラスの地震では、県全体で約70,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約23,000棟が全壊し、津波により約38,000棟が流出すると予測している。

理論上最大クラスの地震では、県全体で約248,000棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約170,000棟が全壊し、津波により約37,000棟が流出、さらに火災により約34,000棟が焼失すると予測している。

■過去最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約23,000	約2,000	約3,900	約60	約12,000	約4,800
液状化	約5,900	約2,500	約1,600	約10	約1,500	約300
津波	約38,000	約8,500	約4,800	—	約16,000	約9,100
急傾斜地等	約700	約20	約80	約10	約400	約200
火災	約2,100	約20	約70	約10	約1,800	約40
計	約70,000	約13,000	約11,000	約90	約32,000	約14,000

■理論上最大クラスの地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約170,000	約39,000	約48,000	約2,400	約63,000	約19,000
液状化	約6,200	約2,600	約1,700	約20	約1,600	約300
津波	約37,000	約9,700	約7,500	—	約12,000	約7,900
急傾斜地等	約1,100	約100	約200	約50	約500	約300
火災	約34,000	約11,000	約16,000	約30	約5,600	約500
計	約248,000	約63,000	約73,000	約2,500	約82,000	約28,000

## 3 交通施設障害（道路施設）

緊急輸送道路への影響は、過去最大クラスの地震では、四日市市以北の伊勢湾奥沿岸部、中勢地域や伊賀地域の内陸部の集落間を結ぶ道路、志摩半島や熊野灘沿岸などにおいて、大きくなると予測している。

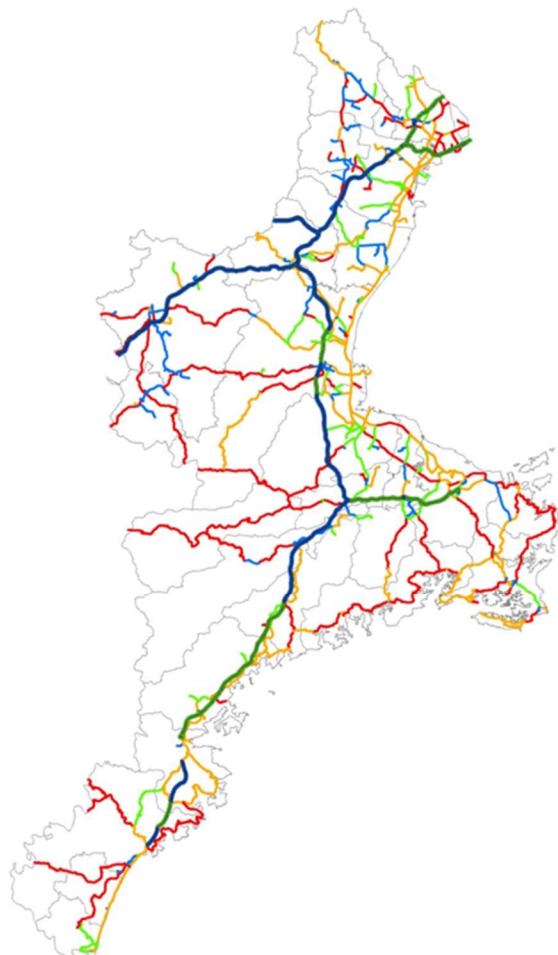
理論上最大クラスの地震では、沿岸部のごく一部で影響度が上がる箇所がみられるが、全体的な傾向としては、ほぼ変わらないと予測している。

なお、高速道路には大きな施設被害は発生しないと予測される。



### 緊急輸送道路の復旧日数目安

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



【影響度ランクと復旧日数目安※】  
※緊急輸送が可能なレベルの復旧

- AA: 1週間以上
- A: 3日～1週間
- B: 当日～3日
- C: なし

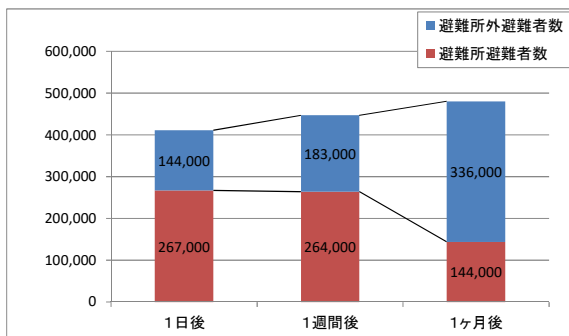
#### 4 生活支障等（避難者）

避難者数の予測は、「2建物被害」と同様に、「冬・夕 18 時」ケースを想定している。これは、火災発生による建物の焼失等を考慮に入れ、建物被害が最大値となる、つまり住む場所を失った人の数が最大となるケースを採用している。

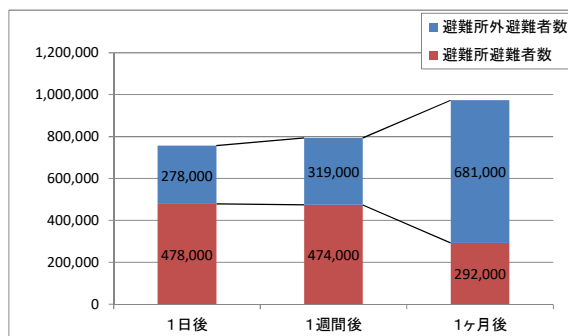
地震被害想定調査では、避難者を、避難所に入所する避難者と、親族知人宅、賃貸住宅、勤務先の施設、屋外避難、自宅避難など避難所外で生活する避難者に区分している。

避難者は、発災後の時間の経過とともに増加すると予測されている。

過去最大クラスの地震



理論上最大クラスの地震



■過去最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
<b>1日後</b>	約 411,000	約 135,000	約 120,000	約 400	約 122,000	約 34,000
避難所	約 267,000	約 88,000	約 78,000	約 300	約 79,000	約 22,000
避難所外	約 144,000	約 47,000	約 42,000	約 200	約 43,000	約 12,000
<b>1週間後</b>	約 447,000	約 174,000	約 121,000	約 12,000	約 107,000	約 33,000
避難所	約 264,000	約 100,000	約 69,000	約 5,800	約 68,000	約 21,000
避難所外	約 183,000	約 74,000	約 52,000	約 5,800	約 39,000	約 12,000
<b>1か月後</b>	約 480,000	約 113,000	約 143,000	約 400	約 181,000	約 43,000
避難所	約 144,000	約 34,000	約 43,000	約 100	約 54,000	約 13,000
避難所外	約 336,000	約 79,000	約 100,000	約 300	約 127,000	約 30,000

■理論上最大クラスの地震における避難者数

(人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
<b>1日後</b>	約 757,000	約 264,000	約 251,000	約 8,200	約 185,000	約 49,000
避難所	約 478,000	約 167,000	約 158,000	約 4,900	約 117,000	約 31,000
避難所外	約 278,000	約 97,000	約 92,000	約 3,300	約 68,000	約 18,000
<b>1週間後</b>	約 793,000	約 299,000	約 238,000	約 30,000	約 177,000	約 49,000
避難所	約 474,000	約 172,000	約 141,000	約 15,000	約 115,000	約 32,000
避難所外	約 319,000	約 127,000	約 97,000	約 15,000	約 63,000	約 17,000
<b>1か月後</b>	約 973,000	約 375,000	約 299,000	約 8,200	約 227,000	約 63,000
避難所	約 292,000	約 112,000	約 90,000	約 2,500	約 68,000	約 19,000
避難所外	約 681,000	約 262,000	約 210,000	約 5,800	約 159,000	約 44,000

## 5 災害廃棄物等

災害廃棄物（倒壊した建物等と津波による土砂等堆積物の合計）の発生量は、過去最大クラスの地震では、約11,000千トンから約18,000千トンと予測している。

理論上最大クラスの地震では、約25,000千トンから約34,000千トンと予測している。

### ■災害廃棄物等発生量

(千トン)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
過去最大クラス	約11,000～ 18,000	約3,000～ 5,000	約2,800～ 5,100	約10	約3,900～ 6,200	約1,300～ 1,900
理論上最大クラス	約25,000～ 34,000	約7,800～ 10,000	約7,300～ 10,000	約300	約7,500～ 10,000	約2,300～ 3,100
平常時県内 ごみ搬入量	629	276	172	49	101	33

## 第2節 内陸直下型地震にかかる被害想定

### 第1項 想定する地震モデル

プレート境界型の大規模地震の発生前後には、内陸部においても地震活動が活発化することが知られている。

近い将来、南海トラフ地震の発生が確実視される中、同時に内陸直下型地震の発生についても、十分に備えておくことが必要である。

そこで、今回の地震被害想定調査では、県内に存在が確認されている活断層のうち、それぞれの地域に深刻な被害をもたらすことが想定される3つの活断層（①養老－桑名－四日市断層帯、②布引山地東縁断層帯（東部）、③頓宮断層）を選定し、揺れに伴うハザード予測とリスク予測を行っている。

なお、地震被害想定調査結果の想定項目のうち、本項においては、以下の項目の予測結果の概要を示す。

（ハザード予測結果）

- ① 強震動予測結果（震度分布）
- ② 強震動予測結果（液状化危険度）

（リスク予測結果）

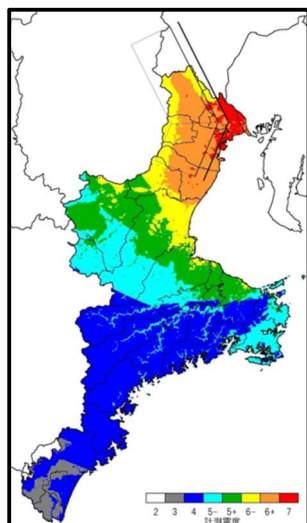
- ① 人的被害（死者）
- ② 建物被害

## 第2項 ハザード予測結果

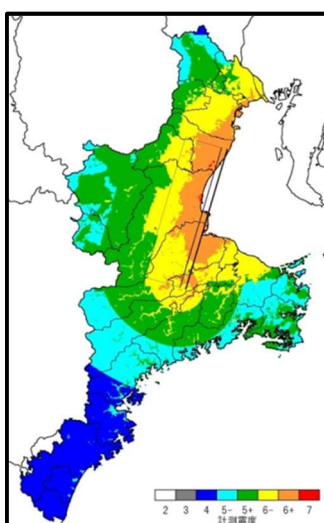
### 1 強震動予測結果（震度分布）

想定地震における震度予測図

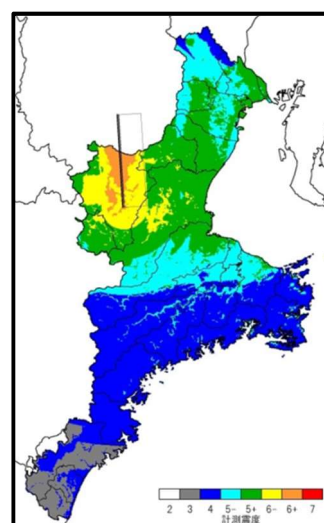
養老－桑名－四日市断層帯



布引山地東縁断層帯（東部）



頓宮断層



		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km <sup>2</sup> )		204.92	2,119.87	1,143.56	975.84	534.11	669.66	129.35
面積割合 (%)		3.6%	36.7%	19.8%	16.9%	9.2%	11.6%	2.2%

		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km <sup>2</sup> )		0.00	831.17	1,154.30	1,991.49	1,236.28	558.48	5.59
面積割合 (%)		—	14.4%	20.0%	34.5%	21.4%	9.6%	0.1%

		3	4	5弱	5強	6弱	6強	7
面積 (km <sup>2</sup> )		340.49	2,221.54	1,115.89	1,543.25	436.18	119.95	0.00
面積割合 (%)		5.9%	38.5%	19.3%	26.7%	7.5%	2.1%	—

各市町最大震度一覧表

市町名	最大震度		
	養老－桑名－ 四日市断層帯	布引山地東縁 断層帯(東部)	頓宮断層
桑名市	7	6強	5強
いなべ市	7	6弱	6弱
木曾岬町	7	6強	5強
東員町	7	6弱	5強
四日市市	7	6強	6弱
菟野町	6強	6弱	5強
朝日町	7	6強	5強
川越町	7	6強	6弱
鈴鹿市	7	7	5強
亀山市	6強	6強	6弱
津市	6強	7	6弱
松阪市	6弱	7	5強
多気町	5強	6強	5強
明和町	6弱	6強	5強
大台町	5強	6強	5弱
伊賀市	6弱	6弱	6強
名張市	5強	6弱	6弱
伊勢市	6弱	6弱	5強
鳥羽市	6弱	6弱	5強
志摩市	5強	6弱	5弱
玉城町	5強	6弱	5強
南伊勢町	5強	6弱	5弱
大紀町	5強	6強	5弱
度会町	5強	6強	5強
尾鷲市	4	5弱	4
紀北町	5弱	6弱	5弱
熊野市	4	5弱	4
御浜町	4	5弱	4
紀宝町	4	4	4

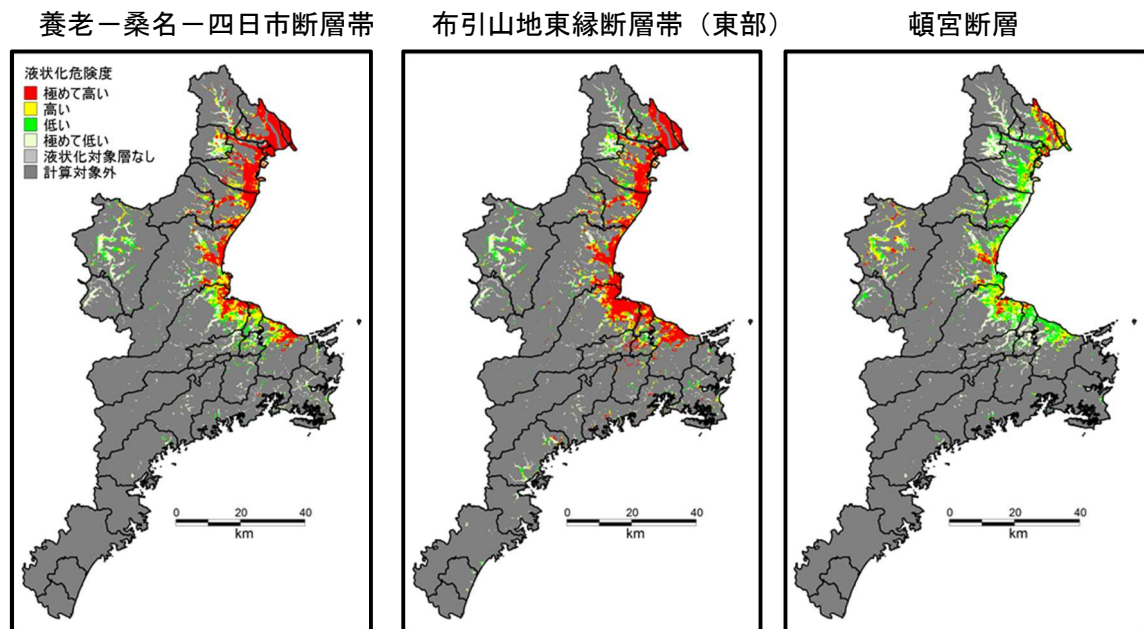
内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯を震源とする地震（以下、本項では「養老－桑名－四日市断層帯地震」という。）では、北勢地域の大半で、震度6強以上が想定されている。断層近傍では、震度7の想定となっている。

布引山地東縁断層帯（東部）を震源とする地震（以下、本項では「布引山地東縁断層帯地震」という。）では、北勢地域から中勢地域にかけての伊勢湾沿岸部を中心とした地域で、震度6強以上が想定されている。伊勢湾沿岸部の断層近傍の一部では、震度7の想定となっている。

頓宮断層を震源とする地震（以下、本項では「頓宮断層地震」という。）では、伊賀地域を中心とした地域で、震度6弱以上が想定されている。断層近傍では、震度6強の想定となっている。

## 2 強震動予測結果（液状化危険度）

### 想定地震における液状化危険度



内陸直下型地震については、いずれの地震でも伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に、液状化危険度が極めて高い範囲が広がっている。

特に、頓宮断層地震では、伊賀地域内の断層近傍だけでなく、比較的距離が離れている伊勢湾沿岸部でも液状化危険度が極めて高い範囲が広がる予測となっている。

## 第3項 リスク予測結果

### 1 人的被害（死者）

内陸直下型地震については、養老－桑名－四日市断層帯地震では、県全体で約6,000人が死亡すると予測され、そのうちの約5,900人を北勢地域での死者が占めるなど、同地域に被害が集中している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約4,100人が死亡すると予測され、その内訳は、中勢地域が約6割、北勢地域が約4割となっている。

頓宮断層地震では、県全体で約200人が死亡すると予測され、伊賀地域に被害が集中している。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 5,100	約 5,000	約 100	—	—	—
うち家具転倒等	約 300	約 300	約 10	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 30	約 10	約 10	—	約 10	—
火災	約 800	約 800	—	—	—	—
計	約 6,000	約 5,900	約 100	—	約 10	—

■布引山地東縁断層帯地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 3,500	約 1,400	約 2,100	—	約 50	—
うち家具転倒等	約 200	約 90	約 100	—	—	—
津波						
急傾斜地等	約 50	約 10	約 10	—	約 20	—
火災	約 500	約 100	約 400	—	—	—
計	約 4,100	約 1,500	約 2,500	—	約 70	—

■頓宮断層帯地震における死者数 (人)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
建物倒壊等	約 200	—	—	約 200	—	—
うち家具転倒等	約 10	—	—	約 10	—	—
津波						
急傾斜地等	約 20	—	約 10	—	—	—
火災	—	—	—	—	—	—
計	約 200	約 10	約 10	約 200	—	—

## 2 建物被害

内陸直下型地震については、養老-桑名-四日市断層帯地震では、県全体で約 120,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 96,000 棟が全壊し、火災により約 19,000 棟が焼失すると予測している。

布引山地東縁断層帯地震では、県全体で約 93,000 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 65,000 棟が全壊し、火災により約 22,000 棟が焼失すると予測している。

頓宮断層帯地震では、県全体で約 8,900 棟の建物被害が予測され、そのうち、揺れに伴い約 4,700 棟が全壊すると予測している。

なお、いずれの地震でも、液状化に伴う建物倒壊も相当数発生することが予測されており、特に北勢地域において被害が大きくなっている。

■養老-桑名-四日市断層帯地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 96,000	約 93,000	約 2,600	約 70	約 40	—
液状化	約 5,500	約 2,700	約 1,600	約 10	約 1,200	約 10
津波						
急傾斜地等	約 400	約 100	約 90	約 30	約 100	—
火災	約 19,000	約 18,000	約 300	—	約 10	—
計	約 120,000	約 114,000	約 4,500	約 100	約 1,400	約 10

■布引山地東縁断層帯地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 65,000	約 27,000	約 37,000	約 40	約 1,200	—
液状化	約 5,900	約 2,600	約 1,700	約 10	約 1,400	約 100
津波						
急傾斜地等	約 500	約 80	約 200	約 30	約 200	約 40
火災	約 22,000	約 6,000	約 16,000	—	約 20	—
計	約 93,000	約 35,000	約 55,000	約 90	約 2,800	約 200

■頓宮断層帯地震における全壊・焼失棟数 (棟)

	県計	(北勢)	(中勢)	(伊賀)	(伊勢志摩)	(東紀州)
揺れ	約 4,700	約 70	約 100	約 4,500	—	—
液状化	約 3,900	約 1,900	約 1,300	約 20	約 600	約 10
津波						
急傾斜地等	約 200	約 50	約 90	約 50	約 50	—
火災	約 70	約 20	約 20	約 30	—	—
計	約 8,900	約 2,100	約 1,500	約 4,600	約 700	約 10



## 第3節 地震・津波に関する調査研究の推進

### 第1項 基本的な考え方

地震発生メカニズムは複雑多様であり、ほぼ同時かつ広範囲にわたって大規模な被害を生ずる。このような災害に対して総合的、計画的な防災対策を推進するためには、災害要因の研究、被害想定等を行い、社会環境の変化に対応した防災体制の整備が必要となる。

また、国の中央防災会議が設置した「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」が平成25年5月に公表した南海トラフ巨大地震対策についての最終報告では、「科学的知見の蓄積と活用」として、以下のとおり述べられている。

- 地震・津波等に関する理学分野での調査研究のみならず、施設設計やまちづくり、災害時の状況把握手法等に関する工学分野の調査研究、過去に発生した地震や津波の被害の様相の整理・伝承、震災時の人間行動や情報伝達、社会経済的な波及、経済復興や住民の生活復興等に関する社会科学分野の調査研究等、相互の連携を図りながら、防災対策の観点で研究を推進する仕組みを検討する必要がある。
- 緊急地震速報については、迅速性とその精度の向上を図るほか、津波に関する情報については、地方公共団体を含め関係機関で観測データの共有を図るとともに、津波高、津波到達時間、継続時間等の予測の精度向上について検討を進める必要がある。
- 安価で効果的な住宅の耐震化技術、液状化対策、宅地造成地の地盤強化対策、建物等の不燃化技術、被災時の通電による出火防止技術、ガス供給設備のガス漏洩防止技術等の被害軽減対策のための研究、蓄電池や燃料電池等の停電に強い技術の開発・普及、早期復旧技術の開発についても推進する必要がある。

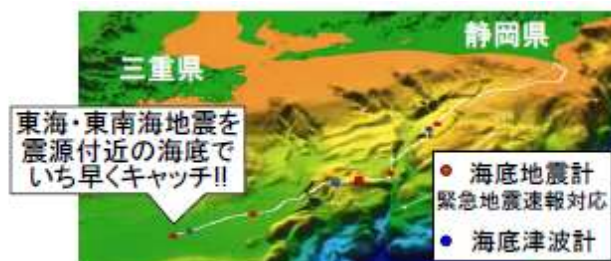
防災関係機関は、相互に連携協力しながら各種の調査研究を実施し、その成果を積極的に地震・津波対策に取り込み、充実を図る必要がある。

### 第2項 国による南海トラフ地震の調査観測体制

#### 1 ケーブル式海底地震計による監視体制

気象庁は、平成17～20年度にかけ、東海・東南海地震の想定震源域にケーブル式海底地震計を整備し、これら震源域における地震活動の詳細を把握するなど監視体制の強化が図られた。

また、平成21年8月から緊急地震速報への活用が開始されている。



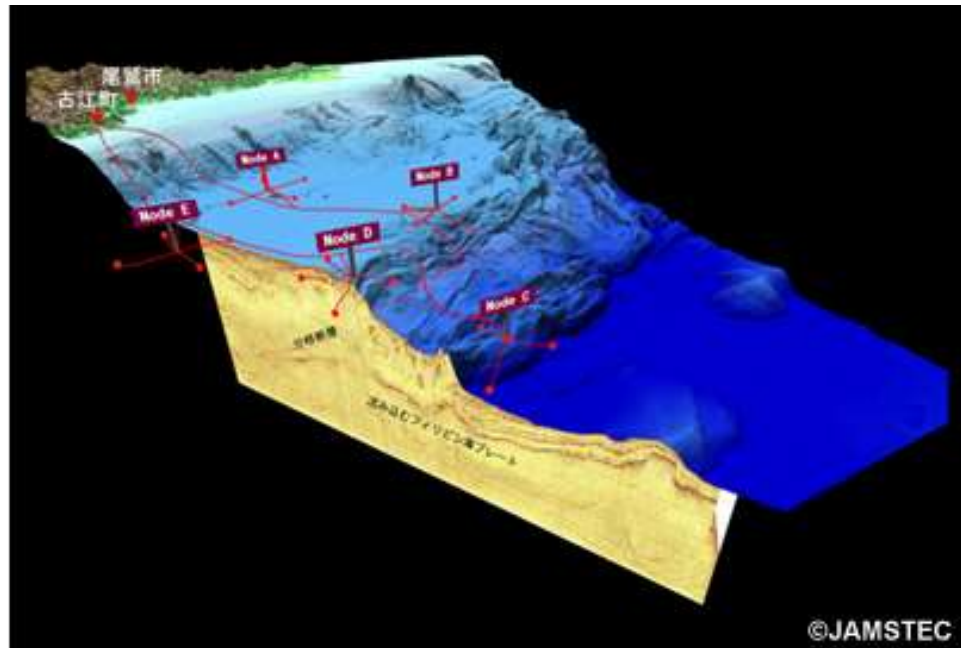
(気象庁ホームページより)

## 2 地震・津波観測監視システム（DONET）による観測監視体制

国立研究開発法人防災科学技術研究所は、文部科学省が所管する独立行政法人海洋研究開発機構（JAMSTEC）の事業として、平成18年度から紀伊半島熊野灘沖及び紀伊水道から四国沖にかけて展開した地震計、水圧計（津波）とGPS等を備えた地震・津波観測監視システム（DONET）を平成28年4月1日から移管運用を始め、南海トラフの地震・津波を常時観測監視している。

これにより、南海トラフで発生する地震・津波の即時検知が可能となるとともに、観測データの活用による緊急地震速報の迅速化や、地震・津波予測研究の進展などが期待される。

なお、これらの観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

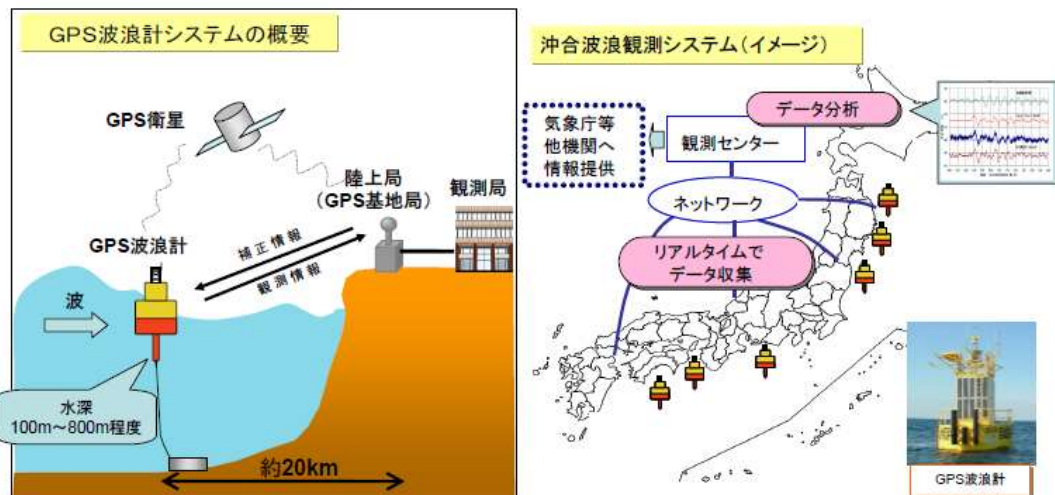


（独立行政法人海洋研究開発機構ホームページより）

## 3 GPS波浪計による沖合波浪観測体制

国土交通省は、平成18年度からGPS波浪計による沖合波浪観測体制の整備を進め、三重県近海では、平成25年度に伊勢湾口（安乗沖）にGPS波浪計が設置されている。

GPS波浪計は、地震発生時には津波による海面の上下動の観測が可能であることから、観測データは気象庁にリアルタイムで提供され、沿岸域での津波対策等に活用されている。

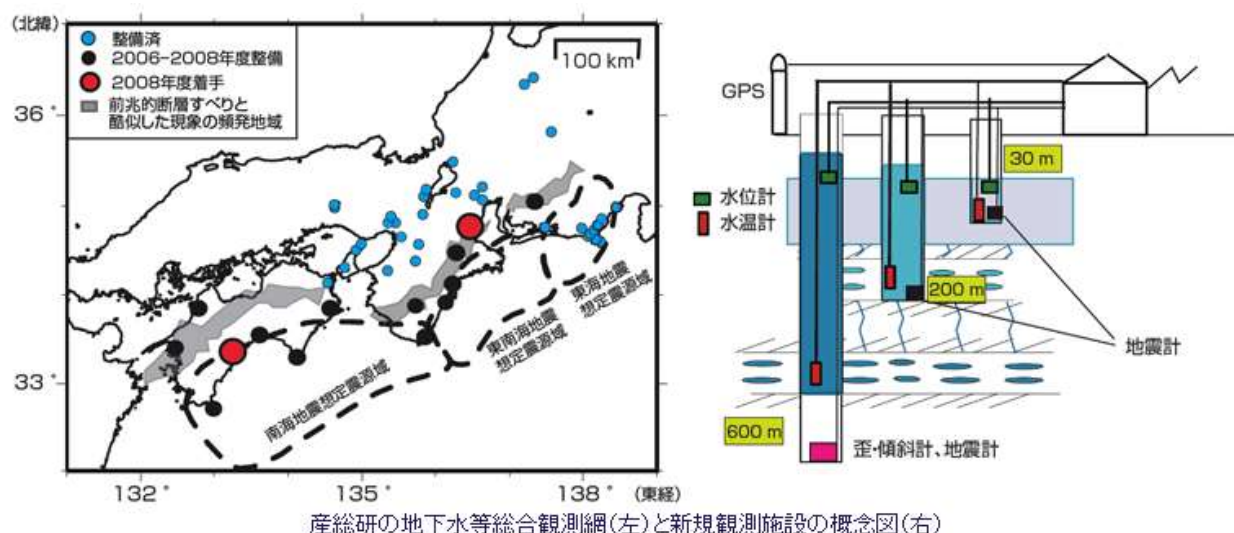


（国土交通省ホームページより）

#### 4 地下水等総合観測施設による観測体制

経済産業省は、所管の独立行政法人産業技術総合研究所の事業として、東南海・南海地震の想定震源域（陸地側）に地下水等総合観測施設を整備し、地下水位、地震等の観測を行っており、三重県内には熊野市、紀北町、松阪市、津市の4箇所に設置されている。

過去の南海地震発生前に、深い地下水と浅い地下水の両方で水位などが低下したことが知られていることから、地下水等総合観測施設のネットワークによる観測データによって、地下水変化の検出とメカニズム解明を行い、南海トラフ地震の予測精度の向上をめざしている。

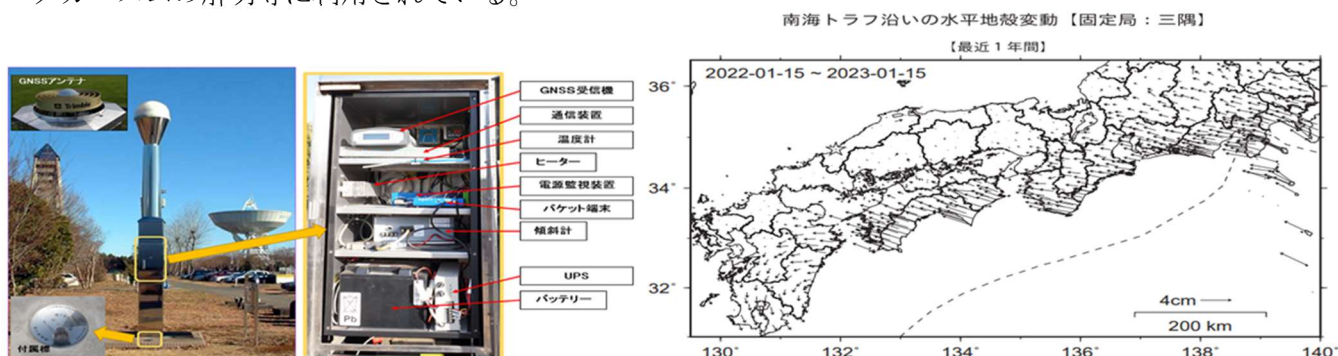


産総研の地下水等総合観測網(左)と新規観測施設概念図(右)

(独立行政法人産業技術総合研究所ホームページより)

#### 5 電子基準点による地殻変動状況の監視体制

国土地理院は、全国に電子基準点を整備し、取得した観測データを解析して地殻変動状況の監視を行っており、南海トラフ地震の想定震源域（陸地側）でも、定常的な地殻変動状況の把握や地震発生メカニズムの解明等に利用されている。



(国土地理院ホームページより)

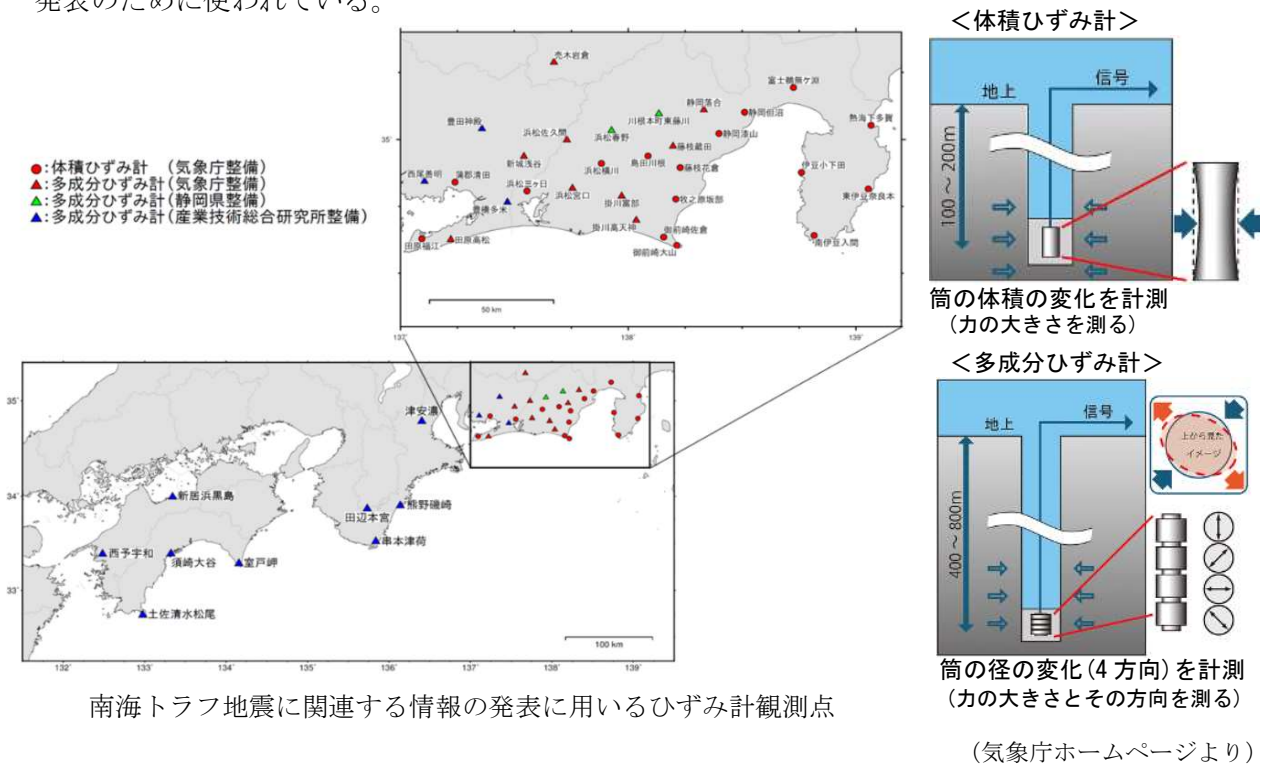
#### 6 ひずみ計による地殻変動の監視体制

南海トラフ沿いのプレート境界では、通常の地震よりもはるかに遅い速度でゆっくりとプレートがずれ動く「ゆっくりすべり」が発生することがあり、大規模地震の発生に関連性があるものと考えられている。

プレート境界のゆっくりすべり等に伴うごくわずかな岩盤の伸び縮みを捉えるため、気象庁、静岡

県及び産業技術総合研究所は、南海トラフ沿いにひずみ計による地殻変動の観測網を展開しており、三重県内には、津安濃、熊野磯崎の2箇所に設置されている。

各観測点の観測データは、常時、専用回線で気象庁に集約され、南海トラフ地震に関連する情報の発表のために使われている。



### 第3項 県による地震に関する調査等

#### 1 地震被害想定調査及び津波浸水予測

三重県では、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる地震を想定した被害想定調査等を以下のとおり実施し、地域防災計画等における地震・津波対策などに反映してきた。

##### (1) 三重県地域にかかる東海地震被害想定調査 (平成4年度)

東海地震を対象とした被害想定調査を実施し、「三重県地域にかかる東海地震被害想定調査報告書」を平成4年6月に公表した。

##### (2) 三重県地域防災計画被害想定調査 (平成8年度)

兵庫県南部地震を契機に、本県に大きな被害を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした「三重県地域防災計画被害想定調査」を実施し、平成9年3月に公表した。

##### (3) 津波浸水予測 (平成15年度)

国の中央防災会議において、平成13年6月に東海地震の想定震源域の見直しがなされ、それに基づく被害想定結果が平成15年3月に、東南海・南海地震の被害想定結果が平成15年9月にそれぞれ公表されたことから、国での調査結果をふまえ、本県においても東海・東南海・南海地震が同時発生した場合の津波シミュレーション調査を実施し、三重県沿岸部への津波の来襲特性について検討するとともに、陸域への津波の氾濫特性についての検討結果として、津波浸水予測図を平成16年3月に公表した。

##### (4) 三重県地域防災計画被害想定調査 (平成15～17年度)

上記(3)の中央防災会議からの被害想定結果や、地震調査研究推進本部地震調査委員会から提示された知見、新たに確立された被害想定手法、人口や建物に関する基礎データの経年変化等を考慮

し、本県に大きな影響を及ぼすと考えられる内陸直下地震及びプレート境界地震を対象とした被害想定を実施し、「三重県地域防災計画被害想定調査報告書」を平成17年3月に、「三重県地域防災計画被害想定データブック」を平成18年3月に公表した。

#### (5) 津波浸水予測（平成23年度）

東日本大震災では、被災自治体の津波防災計画で考慮されていない規模の津波が指定避難所等に押し寄せ、多くの避難した住民の生命が失われたことから、このような教訓をふまえ、津波浸水予測地域における避難所配置の検証を含む、津波避難体制について早急に検討する必要がある。

一方、国の中央防災会議専門調査会では、今後の津波防災対策の基本的な考え方について、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波は、「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である」とされた。

そこで、平成16年3月に公表した県津波浸水予測図（東海・東南海・南海地震連動、M8.7）では十分反映できていない規模の津波に対応するため、東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を提示し、県及び県内各地域における津波対策を立案するための基礎資料とすることを目的として、平成24年3月に新たな津波浸水予測図を公表した。

#### (6) 三重県地震被害想定調査（平成24～25年度）

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」では、最新の科学的知見に基づく「理論上最大クラスの地震」のモデルに関する検討が行われ、平成24年3月に「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」が、同年8月には、第二次報告が公表された。また、中央防災会議に設置された防災対策検討推進会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループからは、平成24年8月に「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告）」が、平成25年3月には、第二次報告が公表された。

このような国の動きを受け、三重県においても、ハード・ソフト両面からの大半の地震・津波対策の基本となる「過去最大クラスの南海トラフ地震」、津波避難対策の基本となる「理論上最大クラスの南海トラフ地震」、県内の主要活断層である、養老―桑名―四日市断層帯、布引山地東縁断層帯（東部）及び頓宮断層の三つの活断層を震源とする「内陸直下型地震」について、地震被害想定調査を実施し、平成26年3月に公表した。

## 2 活断層調査

兵庫県南部地震により地震を引き起こす活断層の存在が社会的関心を集めたことを契機に、以下のとおり活断層調査を実施してきた。

平成7～8年度及び平成13～14年度に鈴鹿東縁断層帯、平成9～13年度に布引山地東縁断層帯に関する調査をそれぞれ実施し、活断層の位置や過去の活動履歴等について検討を行った。得られた成果は、平成17年3月にとりまとめた三重県地域防災計画被害想定調査を実施する上での基礎資料とするとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会による活断層の長期評価のための基礎資料ともなった。

また、平成17～19年度には、県内全域の詳細な活断層図を作成し、公表した。

第1部 総則  
第4章 被害想定等